

令和 7 年 9 月 定例会

環境農林水産分科会会議録

令和 7 年 9 月 29 日～10 月 1 日

場 所 第 4 委員会室

令和7年9月29日(月曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第25号 令和6年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

出席委員(6人)

主　　査	川　添　博
副　　主　　査	下　沖　篤　史
委　　員	山　下　博　三
委　　員	二　見　康　之
委　　員	井　本　英　雄
委　　員	前屋敷　恵　美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	長　倉　佐知子
環境森林部次長 (総括)	塩　田　康　一
環境森林部次長 (技術担当)	右　田　憲史郎
環境森林課長	川　越　勉
再造林推進室長	鳥　原　賢　治
環境管理課長	黒　木　誠
循環社会推進課長	長　友　和　也
自然環境課長	太田原　潤　一
森林経営課長	宮　川　美　品
山村・木材振興課長	笹　山　寿　樹
みやざきスギ 活用推進室長	川　本　芳　光
林業技術センター所長	松　永　雅　春
木材利用技術 センター所長	川　畑　昭　一

事務局職員出席者

議事課主事	黒　木　燿　一　朗
議事課主任主事	前　鶴　彩　友

○川添主査　ただいまから、決算特別委員会環境農林水産分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてあります。

分科会の日程については、日程案のとおりとしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川添主査　それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方針についてあります。

審査方針につきましては、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

次に、先ほど開催されました主査会の協議内容について、御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてあります。分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしくお願ひいたします。

次に、審査の進め方であります。農政水産部のみ2班編成とし、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後に部全体の総括質疑を行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時2分再開

○川添主査 分科会を再開いたします。

令和6年度決算について、環境森林部長の概要説明を求めます。

○長倉環境森林部長 それでは、令和6年度決算について御説明をいたします。

資料3ページを御覧ください。

まず、令和6年度の主要施策についてであります。これは総合計画に基づく施策の体系表のうち、環境森林部が所管する施策を抜粋したものになります。

3ページの「くらしづくり」では、環境分野を中心としまして、4ページの「産業づくり」では、森林・林業・木材産業分野を中心として、各種施策を推進したところであります。

主要施策の成果の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

5ページを御覧ください。

次に、令和6年度歳出決算の状況について御説明します。一般会計の計の欄を御覧ください。左のほうから順に、予算額398億4,585万224円に対しまして、支出済額237億4,775万7,843円、翌年度への繰越額は、上段の明許繰越が113億6,488万6,409円、下段の事故繰越が26億9,256万1,059円、不用額は20億4,064万4,913円となっております。

次に、特別会計の計の欄を御覧ください。予算額11億9,994万9,000円に対しまして、支出済額2億5,261万5,626円、不用額は9億4,733万3,374円となっております。

一般会計と特別会計を合わせました合計額は、一番上の環境森林部の欄のとおり、予算額410億4,579万9,224円に対しまして、支出済額240億37万3,469円、翌年度への繰越額は一般会計と同額で、不用額は29億8,797万8,287円となり、この結果、執行率は58.5%、翌年度への繰越額を含

めた執行率は92.7%となっております。

次に、6ページを御覧ください。

令和6年度監査結果報告書指摘事項等につきまして、注意事項が2件となっております。また、お手元に配付されております別冊の令和6年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、意見留意事項等が1件ございました。監査委員から御意見等のありました内容につきましては、適正な執行が図られるよう指導を徹底してまいります。

私からの説明は以上でありますが、各説明事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明いたします。

○川添主査 部長の概要説明が終了いたしました。

それでは、令和6年度決算につきまして、各課の説明を求めます。

○川越環境森林課長 資料7ページをお開きください。

決算事項別明細説明資料により、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

なお、この後の各課におきましても同様の説明とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

では、表の1段目、環境森林課計の欄を御覧ください。予算額32億9,720万2,000円に対し、支出済額は30億6,675万7,054円、繰越明許費が1億8,700万円、不用額は4,344万4,946円で、執行率は93%となっておりますが、翌年度への繰越額を含めますと98.7%となっております。

主な不用額を御説明いたします。表の下から6段目、（目）環境衛生総務費の不用額243万9,296円につきましては、共済費等の人件費の執行残でございます。表の下から2段目、（目）

環境保全費の不用額は2,750万5円で、執行率は74.4%、翌年度繰越額を含めますと96.7%になります。

主な不用額につきましては、8ページを御覧ください。表の下から6段目の負担金、補助及び交付金2,577万6,000円です。これは、主に「ひなたゼロカーボン加速化」や「県内事業者省エネ対策推進」等の事業において、資金計画の見直しや施工業者の資材調達が困難になったことで、事業のキャンセルが生じたことによる執行残になります。

次に、表の下から2段目、（目）林業総務費の不用額282万7,759円につきましては、職員手当等の人物費の執行残が主なものであります。

この表の下から4段目、（目）林業振興指導費の不用額は1,007万7,886円です。主な不用額は10ページを御覧ください。表の上から5段目の委託料294万3,300円であります。これは主に、みやざき新巨樹100選に設置しております木製看板につきまして、大きな毀損等もなく看板立替えの要望がなかったことによるものであります。

次に、3つ下の負担金、補助及び交付金229万662円であります。これは主に、林業用ドローン操縦者技能証明取得支援において、補助実績が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

「くらしづくり」「1 自然・環境にやさしい社会づくり」の「（1）脱炭素・循環型社会への転換」についてです。

12ページを御覧ください。

表の一番目、改善事業「脱炭素経営支援」では、県内事業者の温室効果ガス排出量を可視化するとともに、脱炭素経営の実現に向けた取組

を支援することにより、事業活動における排出量の削減を図ったところであります。

次の改善事業「県有施設脱炭素関連設備導入」では、都城総合庁舎や県立日南病院等に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの活用を図るとともに、県有施設における脱炭素化を推進するために、延岡総合庁舎や総合農業試験場等にLED照明の導入を行ったところであります。

次の改善事業「ひなたゼロカーボン加速化」では、個人や県内事業者を対象に、住宅や事業所等への太陽光発電設備や省エネ設備の導入等を支援することにより、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた温室効果ガスの排出削減を図ったところであります。

15ページを御覧ください。

「（2）良好な自然環境・生活環境の保全」についてです。表の「「水と緑の森林づくり」県民総参加強化」では、ボランティア団体の活動支援や企業の森づくりの推進などにより、県民共有の財産である森林を次世代に引き継ぐ機運の醸成を図ったところであります。

17ページを御覧ください。

「（3）環境と調和した社会の基盤づくり」についてです。表の「環境保全普及啓発」では、環境保全アドバイザー派遣による環境講座や出前研修、県下一斉の環境美化活動でありますクリーンアップ宮崎の実施などにより、環境保全意識の醸成を図ったところであります。

20ページを御覧ください。

「産業づくり」「1 持続可能な魅力ある農林水産業の展開」の「（1）持続可能な森林・林業・木材産業の確立」についてです。

21ページを御覧ください。

表の2番目、新規事業「再造林率日本一に向

けた県民意識向上」では、昨年制定した宮崎県再造林推進条例の施行日と同日の7月2日に再造林推進決起大会を開催しまして、関係者の気運醸成を図ったほか、テレビCMの制作やSNS広告の実施、チラシ等の制作・配付など、様々な媒体を用いた普及啓発を行い、再造林に関する県民の意識醸成を図ったところであります。

22ページを御覧ください。

表の1番目、新規事業「森林経営集約化モデル」では、経営意欲のある林業事業体が森林を手放したい所有者から購入する場合、不動産登記を依頼する際の報酬を支援し、森林の集約化を図ったところであります。

23ページを御覧ください。

表の2番目、新規事業「再造林推進ネットワーク支援」では、県内8地域に設立した再造林推進ネットワークにおける、森林所有者からの相談対応や伐採箇所等の情報共有、伐採者と造林者の連携に向けた調整などの活動に要する経費を支援し、再造林の推進を図ったところであります。

主要施策の成果に関する報告については、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はございません。

○黒木環境管理課長 資料26ページを御覧ください。

当課の決算の状況は、表の1段目、環境管理課計の欄にありますように、予算額4億7,110万4,245円に対しまして、支出済額は4億3,024万7,651円、繰越明許費が1,350万円、不用額は2,735万6,594円となり、執行率は91.3%、翌年度への繰越額を含めた執行率は94.2%となっております。

それでは、不用額の主なものについて御説明いたします。表の上から4段目（目）環境保全費であります。（節）の欄、下から3段目の委託料438万5,101円であります。これは、主に「硫黄山河川白濁対策推進」におきまして、硫黄山水質改善施設の中和水路等に堆積しました泥状物の処分委託費用について、執行残が生じたものであります。

次に、27ページを御覧ください。

表の上から2段目の負担金、補助及び交付金603万1,000円であります。これは、「浄化槽整備支援」に係る市町村への補助で、設置基数が見込みを下回ったことにより不用額が生じたものであります。

次に、その下の扶助費916万5,054円であります。これは、公害健康被害者への医療費などで、給付実績が見込みを下回ったことによるものであります。

決算に関する説明は以上であります。

次に、主要施策の成果につきまして、主なものを御説明いたします。

28ページを御覧ください。

「くらしづくり」「1 自然・環境にやさしい社会づくり」の「(2) 良好的な自然環境・生活環境の保全」であります。

まず、表の「大気汚染常時監視」では、県内の測定局で常時監視した結果、一部で環境基準を未達成でしたが、大気はおおむね良好な状況がありました。

29ページを御覧ください。

2番目の「水質環境基準等監視」では、河川などの水質を常時監視した結果、一部で環境基準を未達成でしたが、水質はおおむね良好でありました。

30ページを御覧ください。

1番目の「硫黄山河川白濁対策推進」では、硫黄山水質改善施設の維持管理として、酸性の河川水に対して石灰石投入による中和処理や施設に流入した火山噴出物等の浚渫・処分を行いました。また、施設の改修工事や火山噴出物の浚渫に係る経費について、繰越しを行いました。

次に、2番目の「公害保健対策」では、土呂久地区住民の健康観察検診などを実施するとともに、認定患者への医療費や障害補償費などを給付いたしました。

次に、一番下の改善事業「水環境ふれあい活動」では、主に小中学生を対象として水辺環境調査を実施したほか、硫黄山水質改善施設で環境教育を実施するための施設整備を行いました。

31ページを御覧ください。

2番目の新規事業「浄化槽適正管理システム整備」では、登載情報に不備が多かった県浄化槽台帳について、浄化槽維持管理業者の報告情報を活用して情報修正を行ったほか、今後、維持管理業者が県に対して維持管理実施状況等を簡便に報告できる、浄化槽維持管理情報報告システムを整備いたしました。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○長友循環社会推進課長 資料33ページを御覧ください。

当課の決算の状況は、表の1段目、循環社会推進課計にありますように、予算額5億8,942万8,000円に対しまして、支出済額は5億7,638万2,612円、不用額は1,304万5,388円となり、執行率は97.8%となっております。

それでは、不用額の主なものについて御説明いたします。表の上から4段目、(目)環境保

全費であります。表の下から3段目の委託料189万7,057円ですが、これは「ダイオキシン類等濃度測定監視」におきまして、不測の事態が発生した場合に検査を行うための予算を確保しておりましたが、それが不要となったこと等による執行残であります。

次に、表の一番下の負担金、補助及び交付金508万5,698円ですが、これは「産業廃棄物リサイクル転換支援」の施設整備補助金におきまして、交付決定後に事業者が設備工事費の削減などに取り組んだことによって、補助対象事業費が減額となったこと等による執行残であります。

決算に関する説明は以上であります。

次に、主要施策の成果につきまして、主なものを御説明いたします。

35ページを御覧ください。

「くらしづくり」「1 自然・環境にやさしい社会づくり」の「(1) 脱炭素・循環型社会への転換」であります。まず、表の「海岸漂着物等地域対策推進」では、海岸漂着物の発生を抑制するため、広く県民に漂着物の現状や発生抑制の取組を周知とともに、漂着物の処理に取り組む市町村の支援を行いました。

36ページを御覧ください。一番目の「災害廃棄物対応力・連携強化」では、災害発生時に廃棄物を迅速に処理することができるよう、災害廃棄物処理対策ネットワーク会議を開催とともに、講習会や図上演習等を行いました。

一番下の「廃棄物不適正処理防止対策強化」では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、保健所等に廃棄物監視員を18名配置しており、廃棄物処理施設等に対する立入検査、不法投棄パトロールなどの監視活動を行いました。

37ページを御覧ください。

1番目の「山間地域不法投棄監視パトロール

強化」では、地域住民の目が行き届きにくい山間地域において、不法投棄に対して早期に対処するため、森林路網に詳しい森林組合に委託して監視パトロールを行いました。

一番下の「産業廃棄物トラックスケール設置支援」では、産業廃棄物の重量計測体制を維持・促進し、産業廃棄物税制度の信頼性を確保するため、産業廃棄物処理業者のトラックスケール設置等の支援を行いました。

38ページを御覧ください。

2番目の改善事業「産業廃棄物リサイクル転換支援」では、循環型社会の形成推進のため、産業廃棄物処理業者等が整備する再資源化施設の整備費用を補助したほか、廃棄物のリサイクルを促進するため、みやざきリサイクル製品を新たに2件認定し、認定製品は130件となりました。

39ページを御覧ください。

表の改善事業「「宮崎県食品ロス削減推進計画」ステップアップ」では、食品ロス削減を推進するため、SNSでの広告や食べきり協力店の参加による食べきりスタンプラリーを開催するなど、普及啓発に取組ました。

主要施策の成果に関しては以上です。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○太田原自然環境課長 決算特別委員会資料の41ページを御覧ください。

当課の決算状況ですが、表の1段目、自然環境課計の欄にありますように、予算額102億1,409万7,887円に対しまして、支出済額は57億4,394万9,642円、繰越明許費が33億4,299万9,000円、事故繰越額が5億8,420万557円、不用額は5億4,294万8,688円で、執行率は56.2%となっておりますが、翌年度への繰越額等を含め

ますと94.7%であります。

それでは、不用額の主なものについて御説明します。表の上から4段目、（目）環境保全費の不用額224万6,596円、執行率は80.0%であります。主な不用額は、3つ下、旅費の84万8,280円であります。これは主に温泉行政に係る主管課長会議が行われなかったことに伴う執行残であります。

42ページを御覧ください。

上から6段目、（目）林業振興指導費の不用額793万6,372円、執行率は70.9%となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は86.4%であります。主な不用額は3つ下、委託料の786万3,657円であります。これは主に荒廃渓流等流木流出防止対策事業費の確定に伴う執行残であります。

下から4段目、（目）森林病害虫防除費の不用額81万1,709円、執行率は86.4%となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は99.3%であります。主な不用額は、1番下の需用費の50万5,653円であります。これは事業費の確定に伴う執行残であります。

43ページを御覧ください。

上から4段目、（目）治山費の不用額3億9,365万2,003円、執行率は56.0%となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は95.7%であります。

44ページを御覧ください。

主な不用額としましては、表の上から1段目、工事請負費の3億388万9,336円でありまして、令和4年度から事故繰越した「緊急治山」において、現場条件変更等による執行残や、令和5年度から繰越した「緊急治山」において、災害に伴う廃工及び入札残による不用額であります。

上から中ほどの（目）狩猟費の不用額642万3,587円であります。

45ページを御覧ください。

主な不用額としましては、上から1段目、負担金、補助及び交付金の344万7,400円であります。これは主に、「有害鳥獣（シカ・イノシシ）捕獲促進」等の事業費の確定に伴う執行残であります。

上から5段目、（目）公園費の不用額5,359万8,473円、執行率は36.1%となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は86.6%であります。

主な不用額は、下から3段目の工事請負費の5,214万887円であります。これは、入札不調等により十分な工期を確保することができず、予定していた事業を廃止したことに伴う執行残であります。

46ページを御覧ください。

上から3段目、（目）林業災害復旧費の不用額7,795万2,588円、執行率は57.5%となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は73.1%であります。これは、令和4年度事業の繰越施工中において、地形の変状等が認められた工事内容の変更を行ったことに伴う執行残であります。

続きまして、主要施策の成果について主なものを説明します。

47ページを御覧ください。

「くらしづくり」「1 自然・環境にやさしい社会づくり」の「（2）良好な自然環境・生活環境の保全」についてであります。表の「生物多様性地域活動等推進」では、重要生息地等の保護・保全を行う市町村に対する支援や自然保护総合研修大会の開催などを行ったところであります。

48ページを御覧ください。

表の1番目「森林病害虫等防除」では、主に海岸沿いの松林を対象とした松くい虫被害木の伐倒駆除や薬剤の空中散布に加え、民家等の被害木の伐倒駆除や無人ヘリによる薬剤散布など、きめ細やかな防除に努めたところであります。

2番目の改善事業「有害鳥獣捕獲強化総合対策」では、市町村の有害鳥獣捕獲班への活動支援やシカ等の有害捕獲への助成などを行ったところであります。

3番目の「有害鳥獣被害対策パトロール支援」では、市町村が配置している有害鳥獣捕獲対策指導員によるパトロール活動等を支援したところであります。

49ページを御覧ください。

1番目の改善事業「シカ捕獲等特別対策」では、生息密度が高い地域や被害が甚大な地域において、シカ・イノシシの特別捕獲を、2番目「鳥獣保護区等周辺地域野生鳥獣管理対策」では、鳥獣保護区や住宅集合地周辺への電気柵の設置等を支援したところであります。

3番目の改善事業「みやざきの自然公園誘客強化」では、国立公園の利用促進を図るため、令和2年度に整備しました霧島錦江湾国立公園QRガイドの解説ポイントを追加するなどの内容充実を行ったほか、登山道整備体験等の利用促進イベント等を開催したところです。

50ページを御覧ください。

1番目の改善事業「九州自然歩道利用環境整備」では、九州自然歩道の全線踏査による管理台帳の作成や利用促進イベントの開催、歩道の草刈りや清掃等の維持管理を実施したほか、美化活動等を行う地域団体に対する支援等を行いました。

2番目の「自然公園等整備」では、国の交付金を活用しまして、九州自然歩道尾鈴コースの

整備をはじめ、えびの市の白鳥温泉の作湯槽や、椎葉村矢立野営場の浄化槽の整備等を行いました。

今後とも、市町村や関係機関等と十分な連携を図り、森林病害虫等防御対策や有害鳥獣捕獲対策、自然公園等の利用促進に取り組んでまいります。

53ページを御覧ください。

「2 安全な暮らしが確保される社会づくり」 「（1）災害に強い県土づくり」についてであります。表の「荒廃渓流流木等対策」では、高千穂町御塩井地区ほか、2か所において渓流内にたまたま流木の除去を行いました。

54ページを御覧ください。

表の「山地治山」では、豪雨等で崩壊した山腹や荒れた渓流等に治山ダムなどを整備し、山地災害の未然防止を図るとともに、55ページの1番目の「緊急治山」では、災害により発生した荒廃地を緊急に復旧しました。なお、施工箇所は主な実績内容等に記載したとおりであります。

表の2番目の「保安林整備」では、機能の低下した保安林において、植栽や間伐等を実施し、水源涵養や潮害防備等の保安林の機能回復や強化を図ったところであります。

57ページを御覧ください。

2番目の「治山施設災害復旧」では、豪雨等により被災した治山施設の復旧整備を行ったところです。今後とも、治山施設の適切な整備や保安林の適正な管理等を通じまして、産地災害の早期復旧や未然防止に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果に関する報告については、以上です。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しま

しては、特に報告すべき事項はありません。

○宮川森林経営課長 資料60ページを御覧ください。

当課の決算状況であります。表の1段目、森林経営課計の欄にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして予算額194億1,042万9,992円に対しまして、支出済額は102億4,920万4,796円、繰越明許費が58億9,473万3,409円、事故繰越額が18億4,200万5,202円、不用額は14億2,448万6,585円で、執行率は52.8%、翌年度への繰越額を含めた執行率は92.7%となっております。

それでは、不用額の主なものについて御説明いたします。まず、一般会計であります。

表の上から5段目、（目）林業振興指導費の不用額315万972円、執行率は80.1%となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は99.2%であります。主な不用額は一番下、工事請負費の96万5,988円であります。これは主に、ひなもり台県民ふれあいの森の施設改修工事に伴う執行残でございます。

次に、61ページを御覧ください。上から3段目、（目）造林費の不用額9,066万5,870円、執行率は65.8%となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は98.8%であります。

主な不用額は、一番下、負担金、補助及び交付金の5,415万7,993円であります。これは主に、再造林等の補助事業の事業費の確定に伴う執行残であります。

次に、62ページを御覧ください。上から3段目、（目）林道費の不用額2,060万1,325円、執行率は41.8%となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は99.6%であります。

主な不用額は、一番下、工事請負費の2,043万6,545円であります。これは、県営事業の林道開

設工事二路線の精算に伴う執行残であります。

次に、63ページを御覧ください。

上から6段目、(目)林業災害復旧費の不用額12億4,850万4,351円、執行率は42.6%となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は80.5%であります。

主な不用額は、一番下、負担金、補助及び交付金の10億1,260万1,000円であります。これは、災害復旧事業補助金の国の交付決定に伴う執行残であります。

64ページを御覧ください。

続きまして、山林基本財産特別会計であります。上から4段目、(目)基本財産造成費の不用額1,554万740円、執行率は68.1%であります。主な不用額は、中ほど委託料の1,078万5,328円であります。これは、主に利用間伐事業において、搬出材積が見込みを下回ったことに伴う執行残であります。

66ページを御覧ください。

次に、拡大造林事業特別会計であります。上から4段目、(目)拡大造林事業費の不用額4,601万8,127円、執行率は59.9%であります。

主な不用額は、下から2段目、負担金、補助及び交付金の4,189万8,943円であります。これは、主に2月に行った立木公売において、入札不調があったことに伴う分収交付金の執行残であります。

決算の状況につきましては、以上であります。

続きまして、主要施策の成果につきまして主なものを御説明いたします。

68ページを御覧ください。

「くらしづくり」「1 自然・環境にやさしい社会づくり」の「(2) 良好的な自然環境・生活環境の保全」についてであります。

表のひなもり台県民ふれあいの森等管理では、

県民ふれあいの森において森林・林業に関する体験研修を開催するとともに、各種施設の維持管理を行ったところであります。

71ページを御覧ください。次に、「2 安全な暮らしが確保される社会づくり」「(1) 災害に強い県土づくり」についてであります。表の水を貯え、災害に強い森林づくりでは、県の森林環境税を活用して、公益上重要な森林を対象に、広葉樹造林や速やかな再造林を支援し、水源の涵養など公益的機能の高い森林づくりに取り組んだところであります。

73ページを御覧ください。

次に、「産業づくり」「1 持続可能な魅力ある農林水産業の展開」の「(1) 持続可能な森林・林業・木材産業の確立」についてであります。

表の森林資源情報整備推進では、流域ごとに森林整備の目標を定める地域森林計画の策定等により、計画的な森林整備の推進に取り組んだところであります。

次に、74ページを御覧ください。表の2番目、「森林クラウドシステム強化」では、森林クラウドシステムの機能を拡張するため、法務局の字図情報や航空レーザ計測により得られた森林地形図の搭載などを行ったところであります。

次に、75ページを御覧ください。

1番目の「森林整備」では、造林や下刈り、除間伐などへの支援により、森林資源の循環利用の推進に取り組んだところであります。

76ページを御覧ください。

1番目の新規事業「再造林率向上強化対策」では、市町村と連携して植栽から下刈りまでの補助金のかさ上げを行い、森林所有者の負担軽減、造林作業員の所得向上を図り、再造林率の向上に取り組んだところであります。

次に、77ページを御覧ください。

1番目の地方創生道整備推進交付金では、市町村道等との連携した林道の開設、改良、舗装により、山村地域の交通ネットワークづくりを推進したところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はありません。

○ 笹山山村・木材振興課長 資料80ページを御覧ください。

当課の決算状況ですが、表の1段目、山村・木材振興課計の欄にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして、予算額70億6,353万7,100円に対しまして、支出済額39億3,383万1,714円、繰越明許費19億2,665万4,000円、事故繰越額2億6,635万5,300円、不用額が9億3,669万6,086円であります。当年度の執行率は55.7%となっておりますが、繰越額を含めた執行率は86.7%であります。

それでは、不用額の主なものについて御説明いたします。一般会計であります。表の上から5段目の（目）林業振興指導費の不用額は4,860万5,393円、執行率は62.9%、翌年度繰越を含めた執行率は99.2%であります。

次の、81ページを御覧ください。

主な不用額としましては、表の上から3段目の（節）負担金、補助及び交付金の2,287万4,184円であります。これは主に、「みやざき木の建築モデル普及」や「再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保」などにおいて、補助実績が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、中ほどの（目）林業試験場費の不用額232万1,386円でありますが、これは主に林業技術センターにおける需用費などの事務費の執行算であります。

次に、83ページを御覧ください。林業改善資金特別会計であります。表の上から4段目の（目）林業振興指導費の不用額は8億8,576万9,307円、執行率は3.6%となっております。これは主に貸付金の執行残でありまして、この貸付金には当年度の融資枠2億5,000万円のほか翌年度以降に貸付けけるための準備金も含まれております、過年度に貸し付けた償還金と併せて、翌年度の貸付財源となっております。

続きまして、主要施策の成果について主なものを御説明いたします。

次の84ページを御覧ください。

「産業づくり」「1 持続可能な魅力ある農林水産業の展開」の「（1）持続可能な森林・林業・木材産業の確立」であります。

85ページを御覧ください。

1番目の「合板・製材・集成材国際競争力強化総合対策」では、原木供給の低コスト化や木材産業の競争力強化等を図るため、都城市など6か所の木材加工流通施設等の整備や宮崎市において、高性能林業機械等の導入支援を行ったところであります。

次の86ページを御覧ください。

1番目の「流木抑制等バイオマス活用促進」では、伐採後に搬出されない短尺材や枝条等を伐採跡地から収集運搬し、木質バイオマスとして活用する6つの地域協議会の取組に対する支援を行ったところであります。

3番目の改善事業「木材産業等経営・作業安全強化」では、木材産業、素材生産業の経営等の改善指導を行う中小企業診断士や作業の安全点検・助言を行う安全コンサルタントの専門家を派遣したほか、安全研修会を開催したところであります。

次の87ページをお開きください。

1番目の「ゼロカーボン社会に貢献する「みやざき材の家」普及促進」では、森林資源の循環利用や炭素貯蔵に貢献する県産材利用を促進するため、建築士などに向けたセミナー開催や住宅フェアにおけるみやざき材の家づくりPRブース出展のほか、県産材を活用した木造住宅販売PRの取組支援を行ったところであります。

2番目の「みやざきWOOD・LOVE推進」では、県民参加による木づかい運動を推進するみやざき木づかい県民会議開催のほか、木育活動の取組や木製遊具等の整備に対する支援を行ったところであります。

3番目の「みやざき材を魅せる「空間・人」づくり」では、非住宅分野への木造化・木質化を推進するため、木造設計を行う建築士のスキルアップセミナーの開催や中大規模木造施設等の設計支援を行ったところであります。

次の88ページを御覧ください。

1番目の改善事業「みやざき材県外プロモーション」では、県外での県産材の販路拡大を図るため、セミナー開催や展示会出展のほかPR効果の高い県外施設における県産材利用に要する経費等を支援したところであります。

2番目の改善事業「みやざき材海外フロンティア」では、県産材の製品輸出を促進するため、台湾における木造軸組構法セミナーの開催のほか、韓国や台湾での展示会出展などに取り組んだところであります。

3番目の「木材利用技術センター運営」では、スギを中心とした県産材の効率的な利用を促進するため、13課題の試験研究に取り組むとともに153件に上る県内企業等からの木造化など、技術相談に対する指導・助言を行ったほか、県産材の強度性能を県内の製材工場等に明らかにするなど、3件の技術移転に取り組んだところで

あります。

次の89ページを御覧ください。

1番目の「林業担い手総合対策基金」では、林業就業者の確保・育成に向け、就業相談会の開催や緑の雇用事業研修終了者などを継続雇用する38事業体への支援のほか、ひなたのチカラ林業経営者に対する作業の省力化・軽労化につながる資機材の導入支援や、林業就業者の待遇改善に取り組む事業体への指導・助言を行う専門家派遣、また林業労働災害の防止を図るため、リスクアセスメント研修や安全衛生指導員の巡回指導を実施したところであります。

次の90ページを御覧ください。

1番目の「「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修」では、林業大学校において、長期課程20人、短期課程366人など、実践的な人材育成を総合的に行ったところであります。

2番目の改善事業「しいたけ等輸出拡大・PR支援」では、台湾などのテストマーケティングや展示会出展のほか、県内外におけるプロモーションなど、県産椎茸の市場開拓や消費拡大に取り組んだところであります。

次の91ページを御覧ください。

1番目の「特用林産業新規就業者ワーキング支援」では、新規就業希望者に対する就業準備給付金の支給や、研修終了後、就業者への支援金給付により新規就業者の定着を図ったところであります。

3番目の「林業技術センター管理運営費」では、優良スギ品種の明確化と生産管理技術に関する研修など、7課題の試験研究に取り組んだほか、林家等から139件の椎茸栽培技術やGIS等の活用方法などの相談に対する技術指導・助言を行ったところであります。

主要施策の成果に関する報告については以上

であります。

続きまして、監査委員の決算審査意見書について御説明いたします。別冊の令和6年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書のスライドの55枚目、中央下48ページを御覧ください。(12)の林業改善資金特別会計につきまして、一番下の意見・留意事項等にありますとおり、歳出予算現額9億1,883万5,000円と支出済額3,306万6,000円に乖離があることから、資金の有効活用が望まれるとの御意見をいただきました。歳出予算現額と支出済額に乖離が生じた原因でありますが、当初計画していました令和6年度の融資枠、これは歳出予算現額9億1,883万5,000円のうちの2億5,000万になりますが、通常、貸付対象の多くを占める高性能林業機械の導入が、国庫補助金や県補助金の活用により進んだことに加え、社会情勢的に低金利が続いていたことなどから、無利子である当資金のメリットが小さくなり、連帯保証人や担保等の貸付け手続の複雑さなどもあり、結果的に資金需要が低下し、貸付実績が少なかったものと推測しております。

当資金は、林業経営の改善や林業従事者の確保等を図る上で、非常に有効な資金でありますので、これまで貸付条件の一部緩和や貸付の申請受付を追加するなど、運用改善に取り組んできたところでございますが、より活用しやすい融資制度となるよう、更なる改善に向けた検討を進めてまいりますとともに、ホームページやチラシ等による周知方法についても、より目に留まりやすくなるような工夫を加えるなど、資金の有効活用に向けた取組を進めてまいります。

○川添主査 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○井本委員 脱炭素化を進めていくことについて、私は疑問に思います。メディアなどは炭酸

ガスが悪いとなっているが、ある本では、炭酸ガスは気候変動に6分の1ぐらいの影響しか与えない記載っていました。皆さん方はそういう認識を持っているのでしょうか。

○川越環境森林課長 脱炭素につきましては、まず大きな枠組みとしてパリ協定が国際条約として結ばれております。世界で190か国が参加しております、日本もこれを批准するという形でそれに参加しております、その流れに……。

○井本委員 皆さん方が大きな流れの中でやっているだろうというのは分かるけれども、それが正しいというわけではありません。私は、そのことについて分かっているのか聞いています。

○川越環境森林課長 トランプ大統領がパリ協定から抜けるとか、その裏側としていろんな学者の意見や考え方があるというのは一応知っていますけれども、国としてこれに取り組んでいることから、県としても同様に取組を進めるのが妥当と考えております。

○山下委員 知事が再造林日本一を目指す計画を令和6年に公表されましたが、達成度はいかがでしょうか。人材不足とか課題があれば状況を教えてください。

○宮川森林経営課長 現在、再造林率につきましては令和5年度までが判明しており、78%です。令和6年度につきましては、分子の再造林面積が出ており、実績としまして2,079ヘクタールでございます。前年が2,242ヘクタールで、163ヘクタール減少しています。その減少した理由は、一部地域で造林の作業員が減ったこと。あと伐採後に伐採業者が一貫作業を進めているんですけども、その一貫作業をやっている業者の伐採面積自体が少し減っている状況から、

再造林面積は前年度より少なくなったと考えているところです。

なお、この補助事業で22%のかさ上げ補助事業を行っております。要綱等の制定とかあったことから、事業の開始が令和6年度の秋からですが、前年度と比較した場合、面積は増加している状況です。

最終的な再造林率につきましては、分母の面積が12月中頃に公表予定ですから、現在のところ令和6年度の再造林率はまだ出てない状況です。

○山下委員 私が心配するのは、人材不足です。皆さん方が再造林を進めるために、いろんな事業を展開してくれているけれども、それらが異常気象や社会情勢の変化とかみ合うことが目標達成に向けて重要になってくると思います。現在、第八次長期計画に盛り込むような課題等がありましたら教えてください。

○笹山山村・木材振興課長 課題の一つとして、造林を担う作業員の増加が進んでいない現状があります。それに対して補助金のかさ上げ等について、今まで平均賃金が低かったところに充当して少しでも賃金ベースの引き上げをすることで、現在取り組んでいるところです。

森林組合におきましては、直営班で基本給アップ、特に月給制というような形で取り組んだ組合が、8組合のうち6組合ございまして、直営班を持っている全ての森林組合がそういう形で取り組んでおります。また、請負班にあっても請負単価のアップということで、6組合が取り組んでございまして、今後もこのような形でベースアップして、特に造林班の確保に取り組んでまいります。

○山下委員 私が一番期待しているのはJ-クレジット制度です。取引が順調に進むことは、再

造林の魅力が出てくることにつながると思うんですけれども、J-クレジット制度の定着状況と、その動向についてお聞かせください。

○鳥原再造林推進室長 J-クレジットの状況ですけれども、J-クレジット制度創設以前から県も県有林等について取り組んでおります。現在は昨年からJ-クレジットの登録申請や経費等について県の補助を実施しております。その中で、プロジェクトの登録を昨年されたのが3社であり支援しております。認証の支援、モニタリングの調査を行う必要があり、昨年度1社取り組んでおります。

○山下委員 J-クレジット制度が進捗しているのかどうかを聞きたいです。全く進んでいないのであれば、どういう問題があるのか教えてください。

○鳥原再造林推進室長 小売りも含めまして延岡市、諸塙村など、11社が登録しております。取引の売買も行われておりますけれども、それほど大きな量ではなく、少しづつ販売されています。県有林につきましても、毎年度数トン、多い年で10~20トン程度公売しております。

先ほど申しました3社が新たに登録を受けているところでございます。全員がぱっと手を挙げるものではありませんけれども、先日、新聞にも出たとおり、宮崎銀行が再造林タイプで取り組むということで、徐々に広がっては来ていると考えております。

○山下委員 例えば、企業団体などにおいて、「森づくりや山づくりをすることで何かしら貢献したい」という思いがあれば、スムーズに取引できると考えています。宮崎県は森林県ですから、J-クレジット制度を定着させるために魅力を伝えていく必要があります。定着しないのであれば、J-クレジット制度は、国の制度であ

ることから国と協議するなどして有効な働きかけをしていく必要があると思います。どういう形で進めていくのか見解を聞かせてください。

○鳥原再造林推進室長 昨年度からJ-クレジット制度における登録側と排出側の方に対して普及啓発を行っております。今年度も県内で3回説明会を開催する予定にしております。そういう普及啓発から取り組んでおりまして、意欲のある方から相談とか受けますと、委託になるんですけれども指導とか登録までしております。

○山下委員 現在の取引価格はどれくらいですか。

○鳥原再造林推進室長 正確な数字は分からないんですけども、1万円程度ではないかと認識しております。

○山下委員 登録側と排出側に利点がないと、J-クレジット制度は進まないと思います。例えば、二酸化炭素を出す企業に対して積極的に規制をかけていくとか、責任を求めるとか、もう少し進まないと取引が出てこないのかなと思いますがいかがでしょうか。

○川越環境森林課長 例えば、ヨーロッパあたりで排出量取引がよく行われているんですけども、来年、規制強化されまして、年間10万トン以上の二酸化炭素を排出している企業につきましては規制がかかります。その排出量を削減する、もしくはその排出権取引ということで、森林面積と協定を結ぶなり、二酸化炭素の排出権を購入するという形が来年度から始まりますので、そのあたりの動向を見極めていく必要があるのかなと考えております。

○山下委員 今、木を植えれば、10年後かなりの取引金額になってくると思います。二酸化炭素の吸収量は、木を植えて15年以上経過すると吸収量が一番大きくなると思いますので、私は

その魅力を森林業者に伝えているんです。あなた方も森林業界の方に将来的な構想を早く情報伝達していただくようお願いしておきます。

○川越環境森林課長 来年度から始まる制度につきましては、比較的大きな企業を対象としておりまして、具体的に言いますと年間排出量が二酸化炭素10万トンということになっております。本社所在の企業で言いますと宮崎県には1社しかございません。今後、二酸化炭素削減を進めていくということになりますと、より規制も厳しくなっていくのではないかなど考えているところであります。

○山下委員 1社は旭化成ですか。

○川越環境森林課長 日向市にあります日向製鍊所という製鉄会社になります。

○山下委員 旭化成関係は該当しないのでしょうか。

○川越環境森林課長 本社所在地で言いますと旭化成は東京都になります。事業所で言いますと対象になるようです。

○前屋敷委員 関連するんですけども、主要施策の資料12ページで、脱炭素化取組支援事業者20社に支援をしています。どういう取組をしている事業者なのか、具体的に教えてください。

○川越環境森林課長 取組を支援した企業としては、業者がいろんな業界にまたがっております。製造業はもちろんんですけども、福祉法人、清掃業、情報通信業、運送業といった会社を支援しています。

○前屋敷委員 予算はそんなに多くはないので、1社当たりにすると大きな額にはならないのかなと思いました。取組の内容によって、支援額は査定されるのでしょうか。

○川越環境森林課長 環境専門のコンサルタント会社1社に委託しております、その会社が

出向いて伴走支援をしております。経営状況、経営の中身によってアドバイスを具体的にしておりまして、その委託を受けた1社がそれぞれの会社20社——それぞれにどれくらいの費用がかかったのかというところまでは把握できていない状況にあります。

○前屋敷委員 「ひなたゼロカーボン加速化」の取組ですけれども、蓄電池204件とあります。これは具体的にどのように理解したらいいのでしょうか。

○川越環境森林課長 「ひなたゼロカーボン加速化」は、支援するものが4つございまして、高効率給湯器、断熱改修、太陽光発電設備、蓄電池の4つになります。この蓄電池につきましては、単体ではなくて太陽光発電とセットを条件として支援しております。

○前屋敷委員 セットにすることで、どのような効果があるのでしょうか。

○川越環境森林課長 太陽光発電は電気を貯めることができないので、例えば、昼間、太陽光発電で発電したけれども、家には昼間、人がいない家庭もあつたりします。そういう家庭ですと、昼間、蓄電池に電気を貯めておきまして、その貯めた電気を夜使うことによって、本来であれば電力会社から、夜電気を買うんですけれども、その電気を外から買う必要がなく、昼間貯めた電気を使うことができるということで節電になるということです。

○前屋敷委員 この蓄電池を設置することについて、補助するということですか。

○川越環境森林課長 太陽光発電の設備をセットした場合に、補助するということです。

○前屋敷委員 その補助の対象は、企業だけでなく個人や家庭も含まれていますか。

○川越環境森林課長 蓄電池、太陽光発電いざ

れも、住宅だけではなくて事業所にも補助をしております。

○前屋敷委員 個人と事業所の令和6年度の割合はどれくらいでしょうか。太陽光を屋根に乗せている家庭というのはかなり多いけれども、この蓄電池は金額が高くて十分に活用できないという現状があります。個人と事業所で件数がどのくらいか教えてください。

○川越環境森林課長 蓄電池で申し上げますと、個人が191件、事業所が13件となっております。

○下沖副主査 資料24ページの③について、成果指標が5つあり、令和6年度の実績が記載されていますが、令和8年度のグリーン成長プロジェクト達成に向けてはいかがでしょうか。

○鳥原再造林推進室長 令和6年度の実績を挙げておりますけれども、多少達成できない項目もあるかと思います。ただ、できるだけ目標に近づけるように頑張っていきたいと思っております。集約化の件数あたりも、これから取り組む部分が大きいので、どれだけ伸びるかとかいうのが不透明で、目標が高いので令和6年度で2件、令和7年度で数件が上がってくると思います。一番上に記載しております再造林率の成果指標につきましては90%に向けて、全体で取り組んでいきたいと思っております。

○下沖副主査 このプロジェクト期間中だけではなくて、その後も成果指標に記載している取組を続けていくのでしょうか。

長期計画の中でゾーニングとかしていくことで、再造林の在り方を考えていくということでしたけれども、令和8年度以降も再造林率を90%に増やすことを求めていくのでしょうか。

○鳥原再造林推進室長 長期計画における後期ですけれども、令和12年度までは再造林率90%ということで、現在検討されていると思います。

それ以降については、また改めてと考えております。

○下沖副主査 木を植えると30～40年で材になると思います。30年後、40年後の需要は、どのように予測されていますか。

○川本みやざきスギ活用推進室長 一般的な需要ですけれども、少子高齢化というところで、一般住宅と木造住宅の数字は民間のシンクタンクの情報も踏まえても、減っていくだろうと思います。

県でも率先して取り組んでございますが、非住宅建築物、公共建築物も含め、また民間の建築物も含め、そちらのほうを伸ばしていくよう、宮崎県としても民間としっかり連携して、宮崎県内の協議会や民間も含めてしっかり木を使っていく体制を整えてまいりたいと考えております。

○下沖副主査 将来的な需要を含めて考えていく必要があると思います。再造林を植えない方がいいと考える方や、自然に戻した方がいいと考える方がいたときに、この目標が一人歩きしていると思います。高収益な林地の再生を目指していく中では、この再造林率の目標が足を引っ張っていくのかなと心配したところです。

○井本委員 関連して、宮崎県は丸太が日本一だけれども、付加価値が非常に低いです。付加価値の高いものを創出していくないと次がないと思います。林業に携わる人たちを育成するのは当然大事だけれども、儲かる林業であることが大切になってくると思います。その辺のことをどのように考えているのでしょうか。

○川本みやざきスギ活用推進室長 木材製品の高付加価値化になります。さまざまな企業と連携いたしまして、技術開発を進めています。特に、杉は密度が低くて、少し柔らかい面があり

ますので、例えば、それを高密度化、圧縮する。そうすることで、今まで使えなかつたウッドデッキや外構とかに使うことが出来ます。また、より付加価値の高い木製品、今まで広葉樹で硬い木が使われていたようなものであっても、杉が使える技術開発をしております。

また、それらは民間事業者、協議会をつくってやっておりますので連携しながら普及をして取り組んでいます。

乗り越えなければいけないところはあるのですが、宮崎県全体として取り組んでまいりたいと考えております。

○井本委員 下沖副主査は、「そのような長期計画を見通しながら木を植えているのか」と質問していますが、そのことについて、いかがでしょうか。

○鳥原再造林推進室長 森林資源を考えたときには、前計画のシミュレーション等を用いて長期的に分析してやってきます。今回は、環境林と経済林といいますか、再造林をやるべきところと、環境林として今後残していくところなどの割り振りをしますので、経済林の部分については、経済として成り立つような形での森林造成が必要と思っています。

市場経済によって森林は切られたり、切られなかつたりと時代により変わりますので、そのあたりについては、現状で販売される想定で、先ほどの目標、需要が下がるところも勘案しながら、計画されていくものと思います。

○井本委員 要するに、ないのでしょうか。

○川本みやざきスギ活用推進室長 先ほど再造林推進室長の説明にもありましたとおり、一定の素材生産、再造林をしていきます。また、素材生産について、令和12年までの目標となっておりますので、ある程度素材生産を維持してい

くという目標を検討しております。その素材生産に対して、しっかりと付加価値をつけて、製材して、販売していくというところも合わせて今回の長期計画では考えております。

杉の圧密化の話をしました。製材をしっかりと乾燥させて出荷するというところもございますので、乾燥したものを、量を維持しながら、宮崎県で生産される素材生産量に合わせつつ、しっかりと増やしていく。高付加価値の木材、乾燥材について、しっかりと対応していくことにおいても、今回の長期計画で検討しております。

○山下委員 林業大学校において、ドローンの資格取得するための費用はどれくらいかかるのか教えてください。

○鳥原再造林推進室長 昨年度の実績でいきまますと、32万円ぐらいの経費がかかっているところです。ドローンの学校に受講に行っておりまして、その経費として32万円ぐらいの経費がかかったという事例になります。

○山下委員 農業大学校の生徒は、約15万円で取得できるみたいです。林業大学校では約32万円の経費がかかっているけれども、これは受験者の負担になるのでしょうか。

○鳥原再造林推進室長 事業体とか、個人が負担するケースもあるかもしれませんけれども、補助対象としてはそういう事業体を対象にしております。

○山下委員 林業大学校にはドローンを入れていないのでしょうか。

○笹山山村・木材振興課長 長期課程において、ドローンの操作技術の研修、知識を習得する研修を入れています。

○山下委員 免許取得状況はいかがでしょうか。

○松永林業技術センター所長 林業大学校では、民間の資格でありますドローン検定3級を全員

が取得できるように取り組んでいるところであります。

○山下委員 合格率はどれくらいでしょうか。

○松永林業技術センター所長 試験はこれからとなります。15名全員が合格出来るよう勉強しているところです。

○山下委員 令和7年度から実施するということでしょうか。

○笹山山村・木材振興課長 拡充としまして今年度からドローンを入れさせていただいたところです。

○山下委員 農業大学校は約15万円でドローン資格を取得できる仕組みがあるみたいですから、林業大学校の生徒たちは、そういう割安で補助を受けて資格取得出来るような検討はしていないのでしょうか。先ほど約32万円の補助と説明がありましたけれども、どのような費用負担になるのでしょうか。

○鳥原再造林推進室長 こちらの補助でやる分については、二等無人航空操縦者という資格になります。事前に資格を取っていれば、経費は免除されるみたいです。

私が説明しました約32万円というのは、二等無人航空操縦者という資格をいきなり取る場合の事例だと思います。

○山下委員 人材不足が問題視されている中で、ドローンの活用は重要なのに、実質経費などすぐには説明できないのは、いかがかと思います。

○鳥原再造林推進室長 大変失礼いたしました。

こちらの事業体の事業者に対する補助事業につきましては、令和5年度から取り組んでおります。この二等無人航空操縦者は、目視ではなくて、操縦できる資格となります。その資格を取っていただいて、画面で見ながら操縦できるよう、人材の育成をしております。

○山下委員 農業だって、人材不足の中で、一法人経営体が50ヘクタール、100ヘクタールを耕していかないと、農地の荒廃が増えています。そのためにドローンを普及させていこうという取組です。あなた方も、目的をしっかりと持ってやってください。

農業関係において、ドローンを普及させようというときに資格を取っていく。この業界のこのメーカーだったらいいけれども、変わったということになると、もう一回免許を取り直さないといけないという複雑な問題もあるみたいですね。必ずそういった問題も出てくるはずですから、林業大学校で取り組むべき課題と思います。整理をして早急に取り組んでください。

それと、令和6年度の入札の不調不落の状況を教えてください。

○太田原自然環境課長 令和6年度の不調不落の状況ですけども、発注件数が112件、そのうちの発生件数が43件になります。

○山下委員 何%になりますか。

○太田原自然環境課長 38.4%です。

○山下委員 件数がかなり多いけれども、原因は何ですか。

○太田原自然環境課長 技術者不足が一番大きな原因です。

○山下委員 技術者不足はずっと続くだろうと思います。環境森林部の場合は、災害復旧がほとんどだらうと思うけれども、労務単価は問題になっていないですか。

○太田原自然環境課長 労務単価は毎年見直されておりまして、年々上がっています。自然環境課に関連する部分が治山事業ですけれども、治山事業の急峻な地形、資材をケーブルクレーンで遠くまで運ばないといけない工事に関しましては、普通作業員よりも高い労務単価となる

山林砂防工を適用しております。

○山下委員 環境森林部が出す工事は奥山にあることから、リスクが非常に高く危険も伴うため、受けたくないと思いますので、価格転嫁が十分できてくるとリスクを伴ってでもやってくれるだろうなと思います。4割近くが毎年不調不落で残ってくることは大きな課題ですので、あなた方が、どうしたらしいのかということを考えているのであれば教えてください。

○太田原自然環境課長 山中の仕事は敬遠されがちになっております。積算としましては、山間僻地に関する補正をすることや、昨年から通勤補正として人件費の割増しをしております。県土整備部、農政水産部などの平場の仕事よりも、設計額が少し高くなる方法でやっているところです。

○山下委員 平均落札率はどれくらいでしょうか。

○太田原自然環境課長 平均落札率につきましては、95.6%です。

○山下委員 95.6%というのは、条件のいいところだと思うけれども、1社の場合の入札率はどうでしょうか。

○太田原自然環境課長 1社の場合は、ほぼ100%で落とされるところもございます。

○二見委員 最近のシイタケの動向はどうなっているのでしょうか。シイタケの消費量が落ち込んでいるという話を聞く中で、今回もいろいろ輸出拡大PR事業、生産体制の強化事業、担い手の話とか様々あると思います。まず全体的にどういう状況になっていて、事業を展開しているのか教えていただきたいと思います。

○笹山山村・木材振興課長 干しシイタケの生産量の推移ですけれども、直近で、令和5年度が310トン、全国が1,816トンですので、ある程

度のシェアは占めているところであり、全国第2位です。

ただ、生産量につきましては、5年前からやはり年々下がってきてています。今度は希少価値が高まって、単価自体は以前よりも若干高くなっているような状況です。

それと併せまして、生産者、生産戸数につきましては、年々取り組む生産戸数が少なくなっています、令和5年で1,020戸の生産戸数になっています。

県としましては、山村地域で働くという一つの魅力として、農業の兼業として副収入を得るためのものということと、これまで培ってきた生産文化を継承するため各種事業に取り組んでおります。そのためには、干しシイタケのPR、認知度を上げるということで、販促活動等も支援しています。

○二見委員 供給先というのは、どういう割合になっているのでしょうか。例えば、宮崎県内、東京都、海外とか、どれくらいの割合で出荷されているのでしょうか。

○笹山山村・木材振興課長 後で御回答させていただければと思います。

○二見委員 ここに主に成果事業として出ている生産体制強化、ワーキングの就業者支援、生産資材導入支援は、生産供給型の事業だと思います。一方で、この輸出拡大PR支援事業というのは、販促、消費量を増やすことや、シェアを獲得するための事業だと思います。生産量が約310トンかもしれないけれども、これから宮崎県内の特用林産物における将来展望をどのように考えているんだろうという疑問に思ったところでした。

家庭で干しシイタケを使う量が減ってきたという生活文化の変化はあるけれども、外食産業、

加工食品、レトルトとか新しい分野での需要を見込めないので調査研究をしていれば、需要供給先の話は、自然と認識される話だと思います。

今回、プロモーションが県外で3回、県内で1回、干しシイタケの料理の認定が2点と記載されています。これからシイタケの将来をどのように考えているのかというのを見越した上で、事業を構築し、今後の新たな生産体制の強化並びに販売促進というものをやっていくということにつながるんだと思うんですけれども、基礎ベースになるような考え方がないのであれば、生産側からの要望に応えているだけでは駄目だろうと思います。

生産現場を守っていくことも大事な仕事だとは思うけれども、これから先の食文化の変化なりを見越した上で、現場の生産者と売る人と、しっかりと協議しながら、新しい将来の展望をしっかり見据えて、プロモーション支援事業もやってほしいと思います。

このあたりの展望があるのであれば、教えてください。

○笹山山村・木材振興課長 生産量をある程度維持したいというところがメインであり、そのためには人を増やさないといけないとか、省力化も図らないといけないというところで取り組んでおりまして、まず認知、消費というところで取り組んでいるところです。

展望としましては、まず干しシイタケを使って実際に食べてみる。干しシイタケ自体を知らないというところもございますので、都市部における販売促進、海外に向けては干しシイタケのパウダーとか、付加価値をつけて売っていくことが、地域の生産を守るということで考えておりまして、そういう意味で今後取り組んでいきたいと考えています。

○二見委員 干しシイタケは、空気を運んでいるようなものです。シイタケを乾燥したのを袋詰めにしたら数グラムだけれども、空気が入っているので、かさは大きいです。容積量としては非常に軽いので、輸送するにあたって燃料はかかるないかもしれないけれども効率が悪いと思います。例えば、圧縮してパウダーだったら、シイタケの量としては運ぶことができます。これから物流コストについても計算した上でやつていく必要があると思います。いかに効率よく、安く製品化することができるか、消費の段階まで持つていけるかというようなことも考えないといけないし、そのためにどこに持つていくのかも考えていく必要があると思います。海外に持つていく場合は、空輸か船便なのがです。乾燥物であり、消費期限とか関係ないのであれば、一括大量に船便でもいいでしょうし、高価品として持つていくのであれば空輸でもいいと思います。物流の中で空いているコンテナに詰め込むとか、いろんなことを考えて、どうやって消費や需要を獲得するかとか一体的に考えいく必要があると思います。県外でのプロモーション3回としているけれども、海外は入っていないのかなと思つたりしました。売れる見込みがあれば生産者の人たちは一生懸命頑張ると思います。もっと売上を上げて、稼げるようになつていきたいというのが実業家だと思います。いろんな方と情報交換しなければならないと思うので、生産者の方、バイヤーの方と今後の商品の在り方について、しっかり研究していただきたいと思います。

○ 笹山山村・木材振興課長 県としましては、物流のことまで考えてやつていきたいなど考えております。

海外につきましては、パウダーの商品を料理

に入れることを、海外展開するための委託事業を行っております。その中でテスト販売みたいな形を取り組んだところでございます。

○二見委員 シイタケには、だしがあります。シイタケだけのグアニル酸という成分だけではなく、昆布のグルタミン酸やかつおだしのイノシン酸と合わせると、さらにうまみ成分が増えるらしいです。これらを考慮すると、シイタケだけで売るのではなく、加工商品として、例えば、だし成分を売り込むのも考えられます。山と海につながる商品は、宮崎県にはどちらもあるので、消費者に求められるものをしっかりと考えながら、いかに世の中に提供できるか知恵を絞つていく必要があると感じたところでした。

○ 笹山山村・木材振興課長 相手国のニーズがありまして、昨年度取り組んだのが台湾、香港、シンガポールになります。現地の飲食店や商社関係とテストマーケティングをやりまして、今御指摘があったように、物自体を出すのか、それともうまみとしてやるのか、先方のニーズを調査しながら、商品を実際に納めたケースができたところですので、今後も引き続き考えていきたいと思います。

○ 井本委員 個人の浄化槽と公共下水道を比較すると、維持管理費が異なると聞いたところであるけれども、どれくらい違うのでしょうか。

○ 黒木環境管理課長 個人の設置はデータが古くて、平成21年時点を平均したものですがれども、年間4万9,847円となっておりまして、下水道使用料は、宮崎市の場合、平成31年の段階ですけれども、4万8,620円となっています。

○ 下沖副主査 資料36ページの一番下、「廃棄物不適正処理防止対策強化」について、不法投棄等への対応とあるんですけども、対応内容と罰が適用された案件はあるのか教えてください

い。

○長友循環社会推進課長 不法投棄の対応の件について、廃棄物監視員18名を保健所に置いて、不法投棄等の対応に当たるとともに、警察にも協力いただきしており、警察官が出向して対応等をやっているところでございます。

不法投棄の立入検査、この1万1,150件に対する行政指導が合計で令和6年度162件あります。これに対する行政処分につきましては、令和6年度は5件となっております。※刑事罰関係は警察の所管であるんですけども、昨年度の部分につきましては対象となったものはございませんでした。

○下沖副主査 資料37ページ、産業廃棄物実態調査1,144事業所は、外国籍の経営者を含めているのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 こちらの調査が、廃棄物処理計画の目標値の進捗状況を達成しているかどうかを調査するために、コンサル会社に委託をして、コンサル会社が県内の排出事業者等に調査をして、回答があったのが1,144事業所です。それぞれの排出量や処分量とかを基に、現在の廃棄物の状況を推計するものであります、それぞれの事業者の国籍とかまで調査しておりません。

○下沖副主査 続きまして、住宅の県産材使用や支援をしているかと思います。その中で、県で伐採した原木を使って海外で加工して再度輸入した場合、県産材の対象になるのでしょうか。

○川本みやざきスギ活用推進室長 基本的に、県内で加工したものを県産材として扱うようにはしております。原木としては、宮崎県産材にはなりますけれども、例えば、補助事業とかにおいて県産材を使ってくださいというときには、基本的には県産材は県内で加工したという扱い

をさせていただいております。

○下沖副主査 公共施設など大量に使う場合においても、国産材の定義は国内加工と考えているのでしょうか。

○川本みやざきスギ活用推進室長 例えば、C L T——直交集成板とか工事の加工が必要なものは、例外的に流通を追いまして、証明できれば県産材として認めるケースもございます。

○下沖副主査 集成材とか大規模になると、海外に出さないとコスト面が高くて、国産材を持ち出して海外でカットして、集成して日本へ持ってくるというのも聞いたことがあります。それを補助金の対象とするのかどうか、国、県として、国産材、県産材の定義がどうなっているのかなと思ったところでした。

○川本みやざきスギ活用推進室長 海外に原木ないし半製品を持ち出して、それを加工して、さらに再輸入するところで、それを補助事業の措置したもので一緒に使っている事例は、今のところ確認されていません。海外でないと加工できないもので、それが県産材の活用の拡大に本当に効果があるというものであれば、それは可能性としてはあるかとは思うんですけども、なかなかないケースでございますので、そういった場合はしっかり検討させていただくということになるかと思います。

○下沖副主査 他県でそういう事例がありました。国の補助事業を使って国産の木材を海外で加工して持ち込んで、使用していたからそれが補助金の適用外のことでした。

まず、国産材と県産材も含めてですけれども、定義が曖昧な部分もあるので、材を全部見分けられるものなのか、今後検討してほしいなと思います。

※22ページに訂正発言あり

○長友循環社会推進課長 先ほど、下沖副主査への答弁で、行政処分5件あったうちの刑事罰はなかったということでした。これをもとに刑事罰はなかったんですけども、このうちの1つ

が過去の刑事罰、罰金を受けた者に対して許可取消しという行政処分があったという事例がございましたので、訂正させていただきます。

○井本委員 ダイオキシンは、どれくらいまで容認されているのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 資料36ページの「ダイオキシン類等濃度測定監視」と思いますけれども、これは主に廃棄物の焼却炉が不完全燃焼とかになった場合に、ダイオキシンが出るということで、過去にダイオキシンが問題になった後に廃棄物焼却炉の改善が進みました。最近は例が少ないんですけども、手入れが行き届いていないとか、機械が古いとかいったものになると、不完全燃焼となりダイオキシンが出るということで、ダイオキシン特措法に基づきまして、業者への自主点検を求めていることと、県の方でも点検をしております。

○井本委員 ダイオキシンの問題は、循環社会推進課で取り扱わないのですか。

○長友循環社会推進課長 ダイオキシン特措法という法律がありまして、特定施設がいろいろ決めてあります。その中で廃棄物焼却炉とかそういう対象のものについては循環社会推進課で対応しているところでございます。

○井本委員 ダイオキシンそのものについては、循環社会推進課では担当しないのですか。

○黒木環境管理課長 環境管理課のほうでダイオキシンの測定を行っておりまして、環境基準が定められている大気・水質等について測定を毎年実施しております。

常時監視と発生源の施設の実施検査と、あと発生源の立入検査等を当課のほうで行っているところでございます。

○井本委員 畑を燃やすことについて、昔と比べると基準が緩和されている感じがするんですけどもいかがでしょうか。

○長友循環社会推進課長 不法焼却については、昔と基準は変わらず違法ということになっているんですけども、農作業の関係とか、伝統的なお祭りとかの焼却等が除かれているところであります。それは例外でありまして、不法焼却等については違法ということで罰則等の対象となっているところです。

○井本委員 例外の基準や根拠は何でしょうか。

○長友循環社会推進課長 焚却については、廃棄物処理法違反でありまして、どういったものであれば違反にあたらないかという考え方が政省令に示されておりまして、先ほど申し上げたものが該当するということです。

○井本委員 基準、根拠は何かと聞いています。

○長友循環社会推進課長 例えば、伝統の火祭りとか、過去の先例や慣例に伴って制限するものがいけないものは対象としておりません。

○井本委員 根拠ははっきりしていないのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 根拠といたしましては、今申し上げたような伝統的なものの部分と、プラスチックとか焼却等については問題があるということで厳しく……。

○井本委員 伝統的なものであれば、害があろうとなかろうと関係ないということでしょうか。

○長友循環社会推進課長 伝統的なもの、農作業とかについては、個別具体的に判断していくことになるかと思っております。

○井本委員 学校にあったチリ焼き場は全部な

くなり、今は市町村のチリ焼き場に持つて行って、ごみを燃やしています。施設整備にかかる経費も莫大です。しっかり基準を持ってやっていかないと心配です。

○長友循環社会推進課長 補足でございますけれども、廃棄物焼却炉の基準といたしましては、以前、ダイオキシンが問題になっていたというのは、火力の温度が足りなくて、不完全燃焼によりダイオキシンが発生するという状況がありました。800度以上で燃焼するとダイオキシンが出ないということが言われておりますので、そういういった施設に順次変わってきていたというところでございます。

○前屋敷委員 資料54ページ、防災減災対策に関連して、地滑り防止事業などがある、事業そのものものが大変であることから繰越額も大きいです。防災は急傾斜地もあると思うんすけれども、この急傾斜対策というのはどのようにされているのでしょうか。この予防治山事業、地滑り防止事業というのは、この急傾斜地と関連して事業が行われているものなのか教えてください。

○太田原自然環境課長 防災減災対策、国土強靭化に係る対策としましては、山地災害危険地区がありまして、その危険地区を優先してやることになっております。

その急傾斜は、県土整備部のカテゴリーになるんですけども、山地災害危険地区は、地震で崖が壊れるなど想定されるようなところを治山事業で実施すると整理をしております。

地滑りに関しては、地滑り区域を設定するんですけども、その設定した区域で実施している工事とかが地滑り対策、地滑り防止工事になります。

○前屋敷委員 地滑り防止事業は、実際にそ

いう兆候が見られたからやるのでしょうか。もしくは、兆候が見られるであろうということで事業に着手するのでしょうか。

○太田原自然環境課長 これは実際に起こっている状況になります。地滑り層がどこにあるのか、どういったエリアや面積で地滑りの可能性があるのかを調査した上で、地滑り防止区域というのを指定します。その指定をした上で地滑り工事を実施するという流れになっています。

○前屋敷委員 基準は分かりました。急傾斜地に指定されているところはかなりあると思います。現在、環境森林部が所管する急傾斜地に指定している箇所は、どの程度あるのでしょうか。

○太田原自然環境課長 急傾斜地指定は、県土整備部で指定している区域になっております。

○前屋敷委員 環境森林部では把握はされていないのでしょうか。

○太田原自然環境課長 自然環境課で掌握しているのは、先ほど申し上げました山地災害危険地区といった危険地区がございまして、県内5,453か所を指定しております。

○井本委員 土砂法で指定したところでしょう。

○太田原自然環境課長 土砂法とは異なります。かぶりがあるかもしれませんけれども、山腹崩壊危険地区と土砂流出危険地区といった2種類の危険地区を設定しています。

○井本委員 急傾斜地には家屋が何軒とかあると思うけれども、2種類の危険地区にかぶらないことがあります。治山事業の対象とならない場合は、どのようにすれば良いのでしょうか。

○太田原自然環境課長 急傾斜地区で指定されたところは、県土整備部において急傾斜地事業として実施されているかと思います。それ以外の治山事業であれば、保安林とかに指定されれば、治山の許可で実施することになります。

○井本委員 保安林とかに指定されていなかつたらどうなるのでしょうか。

○太田原自然環境課長 先ほどの保安林指定の関係は、後から保安林にすれば大丈夫です。それと、先ほどの急傾斜の関連ですけれども、治山事業は山に戻す事業になりますので、例えば、人家裏をコンクリートでガチガチに固めるような工事はできないんですけども、山に返すような緑化ができるということであれば、県土整備部と協議して、これは治山でやりましょうというような工事は可能かと思います。

○前屋敷委員 コンクリートで土留めをしている工事箇所があるんですけども、県土整備部が実施している工事になるのでしょうか。

○太田原自然環境課長 治山事業において、人家裏の擁壁を造るなどはします。保安林であれば、山に本当はしたいけれども、岩の状態でしたなら、緑化が望めませんので、そういうところはモルタルをします。おおむね急傾斜地に入っているというところであれば、県土整備部が工事をしていると御理解いただいていいのかなと思います。

○前屋敷委員 生活に直接関わる事故になりましたので、対策を徹底するようよろしくお願いします。

○笹山山村・木材振興課長 二見委員のほうから、干しシイタケの流通に関する割合について、ご質問がありました。干しシイタケの流通については、約6割が経済連とかの市場、民間を通じて出荷されます。その後に卸業者からスーパー、スーパーから外食など複雑に流通されています。消費者に対しては、道の駅とかで直売もありますし、県外出荷の量がどのくらいというのが分からぬ状況です。県内で流通しているものについては、約2割と推定しております。

国外には、約2トン出荷している状況になります。

○井本委員 山頂にある木を切り出すときに工事用道路を整備してやると思うけれども、許可を得て、計画的にやっているのでしょうか。

○宮川森林經營課長 伐採のときの搬出路の話だと思います。

搬出路については、伐採届の中に、その道を作るというような記載が出てきますので、そこで確認をしていくことになります。

○井本委員 許可制ではなくて届出制ですか。

○宮川森林經營課長 許可制ではなく届出制になります。

○井本委員 分かりました。

自然公園について、韓国のトレッキングがはやっているけれども、参考にしないのでしょうか。

○太田原自然環境課長 ロングトレイルが今はやっています。宮崎県には、九州自然歩道があるんですけども、総延長は全体で3,000キロメートル程度あり、そのうち宮崎県は、370キロメートル程度になります。また、九州自然歩道、国・県道、市町村道、林道とともに兼ねたルートとしております。

山の中のみを通るルートが107キロメートル程度ございます。それから、昨年、外注ではあります、九州自然歩道の宮崎区間をすべて踏査しまして、台帳を作成しているところです。台帳を作成して、今度は九州自然歩道を利活用していくための仕組みを作っていくたいなと考えているところです。

○井本委員 韓国のトレッキングを参考にされるのでしょうか。

○太田原自然環境課長 韓国の例は、存じ上げませんけれども、九州自然歩道を使って、地域

の活性化につながるようにできればと考えております。

○前屋敷委員 資料38ページ、みやざきリサイクル認定製品が130件あるんですけれども、これは県が認定した製品なのでしょうか。また、130件の中身は、主となる種類はどのようなものになるのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 これは、県が認定をしたものでありますて、主に建設現場、解体現場から出てくる瓦礫類を路盤材、骨材にしたものとかがあります。2つ目は、ボイラーの灰を、建設廃材のコンクリート再生につなげたり、あとは動植物性残渣、食物の製造業から出る残渣などを、飼料、肥料、土壌改良材とかにします。あとは廃油を燃料にすることやプラスチックをサーマルサイクルといって燃料材にしたものとかが中心であります。県では私たちの生活に関連するリサイクル製品も、できれば認定していきたいと思っているところですけれども、まだ今のところない状況でございます。

○前屋敷委員 プラスチックも燃料に再生するという説明でしたけれども、日常生活の中で、プラスチックのごみが大量に出ます。分別したプラスチックがどのように再生されるのか興味、関心があるのだけれども、再生されるのか先が見えません。市町村との関係もあると思うんですけども、県の方針や方向性があれば教えてください。

○長友循環社会推進課長 一般廃棄物とされるプラスチックにつきましては、主に幾つか分類されておりまして、ペットボトルのようなマテリアルリサイクルといって物質から物質ということで、比較的素材が同じですので、回収してまたペットボトルの材料や主に燃料になります。

それから、プラスチックの中で、製品の容器

に入っている容器リサイクルについて、主にプラとマークが書いてあるものですけれども、それは市町村が分別回収して、指定法人等にお渡しして、そこから先は主に燃料材になったりなどします。

今後は、容器リサイクル以外の製品のプラスチックですけれども、例えば、コンビニなんかでスプーンをもらうと、袋の部分は容器プラで、中のスプーンが製品プラスチックになっています。これが今ほとんど燃やせるごみとして、市町村では全て分別回収しております。これについて、国がプラスチック新法を定めて、これらを分別リサイクルできないかということを訴えていますので、県としても市町村と連携して、その部分をできるだけ増やすことで、リサイクルを推進していきたいと考えております。

○井本委員 専門ではないかもしれないけれども、マイクロプラスチックは、人体への影響はあるのでしょうか。

○長友循環社会推進課長 おっしゃるとおり専門ではないんですけども、いろんな文献を見たところ、マイクロプラスチックが魚等を通じて人体に入ってくると、何かしらの影響があるということは聞いております。

河川内陸部のプラスチックが沖に流れて、上流部、内陸部等のプラスチックなどが、その一因になっているという情報もありますので、そういう流出も控えるように周知していきたいと考えております。

○井本委員 専門家ではないのに聞いて申し訳ないんだけど、例えば、P F A Sは人体に影響があるのかについて症例が出ていません。このマイクロプラスチックが本当に人体に悪くて何か症例が出ているのであれば、排除していく必要がある話だけれども、問題がないのであれ

ば、それほど一生懸命排除することではないと
思ったところでした。

○長友循環社会推進課長　　国の施策程度の知識
しかないものですから、学術的なマイクロプラ
スチックの人体の影響は承知しておりません。

先ほど井本委員のおっしゃった不法焼却の例
外について、国の示している例がありまして、
河川管理者や道路管理者などが道路管理のため
に集めた草の焼却とか、どんど焼き等の不要と
なったお守り等の焼却とか、農業者が農地管理、
農害虫駆除のために燃やす稻わら等の焼却とか、
バーベキューのキャンプファイヤーとか、影響
が軽微なもの、伝統的なもの、公的なものを組
み合わせて判断しているということでございま
す。

○川添主査　　それでは、以上をもって環境森林
部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後3時52分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

明日は、午前10時から再開し、農政水産部を
予定しておりますので、よろしくお願ひいたし
ます。

その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川添主査　以上で本日の分科会を終了いたし
ます。

午後3時52分散会

令和7年9月30日(火曜日)

午前9時59分再開

出席委員(6人)

主　　査	川添　博
副　　主　　査	下沖　篤史
委　　員　　員	山下　博三
委　　員　　員	二見　康之
委　　員　　員	井本　英雄
委　　員　　員	前屋敷　恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	児玉　憲明
農政水産部次長 (総括)	原田　大志
県参事兼農政水産部次長 (技術担当)	柳田　敬
畜産局長	林田　宏昭
農村振興局長	戸高　久吉
水産局長	西府　稔也
農政企画課長	梶原　正太郎
団体指導検査課長	田村　真一
農業流通ブランド課長	押川　裕文
農業普及技術課長	吉野　史男
農産園芸課長	白石　浩司
畜産振興課長	鴨田　和広
家畜防疫対策課長	坂元　和樹
農村計画課長	井上　周二
農村整備課長	山内　敏雄
担い手農地対策課長	堀之内　修
水産政策課長	西田　貴亮
漁業管理課長	安田　広志

漁港漁場整備室長	宇治橋　正行
工事検査監	永野　浩一
総合農業試験場長	下田　透
畜産試験場長	水野　和幸
県立農業大学校長	戸高　知也
水産試験場長	大村　英二

事務局職員出席者

議事課主事	黒木　燿一朗
議事課主任主事	前鶴　彩友

○川添主査 分科会を再開いたします。

令和6年度決算について、農政水産部長の概要説明を求めます。

○児玉農政水産部長 説明に入ります前に、お礼を申し上げます。先週、全日本ホルスタイン共進会の宮崎県予選会が開催され、代表牛7頭が決定いたしました。お忙しい中、川添委員長、下沖副委員長をはじめ、委員の皆様にも御出席いただきまして、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。

それでは、令和6年度の決算につきまして、説明させていただきます。

まず、令和6年度の主要施策の内容についてあります。

資料3ページ目を御覧ください。

総合計画に基づく施策の体系表でございますが、このうち農政水産部で所管する施策を抜粋したものであります。

左の産業づくりそれから4ページ目にくらしづくりと大別しておりますけれども、この体系表に沿って事業の実施に取り組みながら、それぞれの目標に向かって各種施策を積極的に推進してきたところであります。

次に、6ページを御覧ください。

令和6年度の決算状況について、御説明をいたします。

下から4行目、一般会計の部の計の欄を御覧ください。左から3列目、最終予算額が571億1,585万9,743円、その右の列、支出済額は394億4,735万4,578円、翌年度への繰越額は右の列の上段、明許繰越が143億3,706万5,864円、その下、事故繰越が10億3,079万8,037円、不用額がその右、23億64万1,264円であります。また下から2行目の特別会計の計につきましては、最終予算額が1億9,688万4,000円、支出済額は816万3,405円、不用額は1億8,872万595円であります。

一番下の行の、特別会計を含めました農政水産部の合計では、最終予算額が573億1,274万3,743円、支出済額は394億5,551万7,983円、翌年度への繰越額は、明許繰越が143億3,706万5,864円、事故繰越が10億3,079万8,037円、不用額は24億8,936万1,859円で、執行率は68.8%、繰越額を含めますと95.7%となっております。

次に、7ページを御覧ください。

監査結果報告書指摘事項等について、記載のとおり指摘事項が4件、注意事項が4件、合計8件となっております。また令和6年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

監査員から御指摘等のあった内容につきましては、適正な事務処理が図られるよう指導を徹底してまいります。

各説明事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長が御説明いたします。

○川添主査 部長の概要説明が終了いたしました。

これより農政企画課、団体指導検査課、農業流通ブランド課、農業普及技術課、農産園芸課、畜産振興課、家畜防疫対策課の審査を行います。

令和6年度決算について、各課の説明を求めます。

○梶原農政企画課長 資料8ページをお願いいたします。

まず、決算事項別明細説明資料について、御説明いたします。

農政企画課は一般会計のみで、表の一番上にありますとおり、最終予算額が17億1,847万9,000円、支出済額が17億455万4,432円、不用額が1,392万4,568円で、執行率は99.2%でございます。

続きまして、各会計の目における不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて、御説明いたします。なお、この後の各課における説明につきましても、同様とさせていただきます。

同じページの、（目）農業総務費につきましては、右側から3列目の欄、不用額が1,130万6,453円であります。不用額の主なものは、上から8段目の共済費のうち、職員の人事費において、令和7年1月30日付で職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和6年4月1日に遡及して引き下げられたことによりまして執行残が生じました。

また、次の9ページでございますけれども、上から5段目にございます負担金、補助及び交付金のうち「G7から始まる官民連携農業プロジェクト」におきまして、事業実施主体の組織改編に伴いまして、事業期間が短縮され、事業費が減額となったことなどによるものでございます。なお、この共済費の負担金率につきましては、各課の人事費においても遡及して引き下げがなされております。

2班を含めましたこの後の各課からの説明において、執行残の主なものが共済費である場合

には、その内容については農政企画課と同様となりますので、各課からの共済費における詳細な説明は割愛とさせていただきます。

次の、（目）農業振興費につきましては、不用額が261万8,115円でございます。不用額の主なものは、一番下の段にございます旅費でございます。これは主に「みやざきの持続可能な農山村づくり支援」におきまして、業務の効率化に伴い、県外出張がオンライン会議へ変更となったことなどによるものでございます。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

「みやざきの持続可能な農山村づくり支援」につきましては、中山間地域における農用地等の地域資源の保全・利用や、生活支援を集落住民が一体となって進める農村型集落運営組織、農村RMOの形成支援や、生産基盤を支える農作業受託組織が規模拡大を行う取組への支援、さらには地域の収益力向上や関係人口の創出を図るため、農泊への支援を図ったところでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

2段目の「中山間地域等直接支払交付金」につきましては、中山間地域においてのり面や農道の共同維持管理など、農業生産活動等を維持する活動を行う349の集落協定に対し支援を行い、継続的な農業生産活動や多面的機能の維持、耕作放棄地の発生防止を図ったところでございます。

一つ下の新規事業「中山間地域農業・農村デジタルサポート」についてです。人口減少が進む中山間地域では、日本型直接支払制度に係る事務負担が大きくなっていることから、本事業におきまして県が地域の事務負担を軽減するた

めのシステムを構築し、今後の県内での本格導入に向けたデモ実証を行ったところでございます。

16ページをお願いいたします。

新規事業「農業カーボンクレジット認証スタートアップ」につきましては、農業分野におけるカーボンクレジット認証制度の活用を促進し、クレジット創出による農家所得の向上や温室効果ガスの削減を図るため、施設園芸でのヒートポンプ導入によるJ-クレジット算定などのモデル実証等に取り組んだところでございます。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項について、御説明いたします。

資料18ページを御覧ください。

指摘項目が、（1）契約事務についてであります。西諸県農林振興局におきまして、西諸県農業改良普及センター庁舎清掃業務委託について、契約書の契約金額が誤っていたとの指摘がございました。こちらにつきましては、速やかに正しい金額で契約書の再作成を行っております。今後はチェック体制を見直し、強化を図ることで、再発防止に努めてまいります。

○田村団体指導検査課長 資料の19ページを御覧ください。

まず、決算事項別明細説明資料について、御説明いたします。団体指導検査課は一般会計のみで、表の1番上にありますように、最終予算額は4億3,343万1,000円、支出済額は4億2,563万9,101円、不用額は779万1,899円で、執行率は、98.2%となっております。

続きまして、同じページの中ほどにあります（目）農業振興費につきましては、右側から3列目の欄、不用額が712万3,392円でござい

ます。主なものは、1番下の段の負担金、補助及び交付金で、農業者が融資機関から借り受ける農業制度資金において、繰上償還が行われたことにより、利子補給金に不用額が生じたものなどございます。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

22ページを御覧ください。

「利子補給金・助成金」につきましては、市町村や融資機関と連携し、各種農業制度資金への利子補給を行い、農業者の経営の維持・改善や規模拡大などのための資金繰りを支援いたしました。令和6年度に新たに県が利子補給を承認した件数と融資額は、記載のとおりであります。このうち、農業者が規模拡大や設備投資等を行うための資金である「農業近代化資金」では586件、96億7,911万円の利子補給の承認を行いました。

また一番下の「経済変動・伝染病等対策資金」では、重油・家畜飼料・肥育価格の高騰など三つの事象を指定し、16件、1億1,680万円について承認を行ったところです。

以上が、主要施策の成果でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○押川農業流通ブランド課長 資料の24ページを御覧ください。

決算事項別明細説明資料について、御説明させていただきます。

農業流通ブランド課は一般会計のみで、表の一番上にありますように、最終予算額は10億1,275万4,000円、支出済額は5億1,984万7,150円、翌年度への明許繰越額は4億8,747万4,000円、不用額は543万2,850円で、執行率は51.3%、繰越額を含めた執行率は99.5%となっておりま

す。

(目) 農業総務費につきましては、不用額が533万6,622円でございます。主なものは、下から3段目の旅費におきまして、職員の県外出張や海外販路開拓支援の出張旅費等に執行残が生じたこと、また、次の25ページの上から3段目の負担金、補助及び交付金のうち、「みやざき輸出産地ステップアップ支援」におきまして、補助金の額の確定に伴い執行残が生じたことなどによるものでございます。

続きまして、主要施策の成果につきまして、主な取組を御説明いたします。

26ページを御覧ください。

「みやざき食の安全・県産県消推進」では、県内における食品表示の適正化を図るための食品表示制度研修会や、小売店の巡回調査を実施するとともに、みやざきの食と農を考える県民会議の活動を通して、食育及び地産地消の推進に取り組んでまいりました。

次に、27ページを御覧ください。

「みやざき農畜水産物の架け橋構築」では、県産農畜水産物の認知度及び購入意欲の向上を図るため、県産農畜水産物が一堂に会する物産イベントや県内外の延べ282店舗の飲食店と連携して、へべすや完熟きんかん、日向夏の旬を発信するイベントの開催を支援いたしました。また、東京都など大消費地の飲食店において、県産農畜水産物を使ったメニューフェアなど、延べ61件開催いたしました。

次に、28ページを御覧ください。

一番下の改善事業「みやざき輸出産地ステップアップ支援」では、輸出先のニーズ等に対応できる産地づくりを進めるため、生産者や商社などの連携を促すフォーラムの開催や、新たな販路開拓などに取り組む団体に対する支援を行

いました。

次に、30ページを御覧ください。

改善事業「地域資源高付加価値化ビジネス総合支援」では、みやざきフードビジネス相談ステーションにおいて、6次産業化に取り組む12事業者に対して経営改善等の支援を行うとともに、業務用向けの商品開発を目指し、日向夏やヘベスなどを活用した4件のモデル実証を行いました。

次の「みやざきローカルフードプロジェクト（LFP）強化」では、農林漁業者を中心に加工業や観光業など、多様な286事業者がみやざきLFPプラットフォームに登録するとともに、昨年度は異業種連携による新商品や新サービス開発等に取り組む五つのプロジェクトを支援しました。また、これまでLFPで開発された新商品などの販売促進に向け、県外14か所でのフェアやテスト販売を実施しました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はありません。

○吉野農業普及技術課長 資料32ページを御覧ください。

決算事項別明細説明資料について、御説明いたします。

当課は一般会計のみで、表1段目にありますとおり、予算額は、41億2,567万8,000円に対し、支出済額が39億4,620万7,785円、翌年度への明許繰越額は1,711万8,542円、不用額は1億6,235万1,673円で、執行率は95.6%、繰越額を含めた執行率は96.1%となっております。まず、上から4行目の（目）農業総務費ですが、不用額は2,324万2,112円でございます。主なものは、（節）共済費であります。

33ページを御覧ください。

次に、（目）農業改良普及費ですが、

不用額は1,464万5,972円でございます。主なものは、表下段にあります旅費及び需用費で、県内8つの普及センターにて執行しております「農業改良普及センター運営」において、職員の旅費や庁舎管理に必要な電気料等の執行実績が見込額を下回ったものや、34ページの上から3行目の工事請負費で、普及センターの施設修繕にかかる入札残等によるものであります。

次に、（目）農業振興費ですが、不用額は161万7,242円でございます。主なものは、負担金、補助及び交付金で、環境保全型農業直接支払交付金において、堆肥施用の取組で計画量に満たなかったため、不用額が生じたものであります。

35ページを御覧ください。

次に、（目）農作物対策費ですが、不用額が3,167万4,509円、執行率は85.5%で、翌年度繰越額を含めますと89.4%となっております。不用額が生じたものは、負担金、補助及び交付金で、物価高騰対策として国のセーフティネット構築事業に加入する際に、農業者が負担します積立金の一部を助成する「農業セーフティネット対策緊急強化」や、令和5年度から繰越して実施しております「活動火山周辺地域防災営農対策」において、実績が見込みを下回ったものであります。

36ページを御覧ください。

次に、（目）植物防疫費ですが、不用額が7,290万4,899円であります。主なものは、需用費及び委託料で、病害虫発生予察事業費において、侵入警戒有害動植物発生時の緊急防除を行う予算を計上しておりましたが、ミカンコミバエ等の病害虫の発生がなかったため、不用額が生じたものであります。

37ページを御覧ください。

最後に、（目）総合農業試験場費であります
が、不用額は1,819万6,263円でございます。主
なものは、表中段にあります共済費及び需用費
で、会計年度任用職員の共済費において実績等
が見込みを下回ったことや、総合農業試験場の
各支場等を含む5つの施設での庁舎管理に必要
な電気料や、試験研究等に必要となる燃料費等
の執行実績が見込額を下回ったものであります。

歳出決算の状況につきましては、以上であります。

つづきまして、主要施策の成果について、主
な取組を御説明いたします。

39ページを御覧ください。

「鳥獣に打ち勝つ魅力あふれる農山村づくり」
では、野生鳥獣による農林作物被害を軽減する
ために、被害対策に関する知識や技術の普及を
担う鳥獣被害対策マイスターの育成や、国の交
付金を活用し、有害鳥獣捕獲活動や侵入防止柵
等の整備に対して支援を行ったところです。

40ページを御覧ください。

新規事業「ＩＣＴを活用した総合的鳥獣被害
対策実現」では、ＩＣＴ機器を活用した効率的
な対策を実施するため、わなの捕獲通知シス
テムや電気柵のモニタリングシステムの実証を支
援したところです。

43ページを御覧ください。

上段の新規事業「G7宮崎発ピーマン自動収
穫技術活用」では、労働力不足への対応や省力
化への取組として、全国トップレベルの生産を
誇るピーマンにおいて、自動収穫ロボットの現
場実装に向けて、栽培体系の実証や導入時の課
題等を整理したところであります。

その下段の「データ分析で磨く農業経営力強
化」では、県とJAグループが協同で運営する
宮崎県農業経営体支援センターにおいて、175件

の農業経営コンサル活動や農業者研修を実施す
ることにより、新規就農者をはじめ、担い手の
経営改善や課題解決に向けた支援を行ったとこ
ろです。

44ページを御覧ください。

中段の「農業セーフティネット対策緊急強化」
では、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営の
実現に向けて、施設園芸農家2,914戸及び茶農家
76戸に対し、国のセーフティネット構築事業に
加入する際に農業者が負担する積立金の一部を
助成することで、農家の負担軽減を図ったとこ
ろであります。

45ページを御覧ください。

「みやざき有機農業拡大加速化」では、有機
農業への転換期間中に必要な経費や有機ＪＡＳ
認証取得に要する経費の一部補助、また、マッ
チング商談会や首都圏でのレストランフェアの
開催など、有機農業の産地づくりや販路拡大に
向けた支援に取り組んだところです。

主要施策の成果については、以上でございま
す。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、
特に報告すべき事項はございません。

○白石農産園芸課長 資料47ページをお願いし
ます。

農産園芸課は一般会計のみで、表の一番上に
記載していますとおり、最終予算額は18億6,660
万6,000円、支出済額12億3,390万9,278円、翌年
度への明許繰越額4億9,783万7,000円、不用額
1億3,485万9,722円で、執行率は66.1%、繰越
額を含めた執行率は92.8%でございます。

3行下の（目）農業総務費につきましては、
不用額は240万2,680円であり、主なものは、共
済費でございます。

その下の（目）農作物対策費につきましては、

不用額が1億3,239万7,062円で、執行率は62.3%、翌年度の繰越額を含めると92.1%です。不用額の主なものは、「宮崎の農業「強い産地づくり」対策」において、農業用ハウスや農業機械等の整備・導入にかかる事業取下げや入札残によるもので、48ページの下から2段目にあります負担金、補助及び交付金に該当するものでございます。

続きまして、主要施策の成果について、50ページをお願いいたします。

「宮崎の農業「強い産地づくり」対策」でございます。産地の収益力向上や、生産基盤の強化等を図るため、繰越分では集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設の整備のほか、現年分では、低コスト耐候性ハウス1件、ハウス資材等7件、農業機械24件の整備・導入を支援しました。

51ページをお願いします。

3段目の新規事業「高性能スマート機械導入モデル経営体支援」です。地域農業を支える土地利用型経営体や農作業受託組織の作業の効率化やオペレーター人材の確保を進めるため、自動操舵トラクターや自動運転アシスト付コンバイン、レザーレベラーなど、計9台の導入を支援しました。

53ページを御覧ください。

1段目の新規事業「スマート&グリーンを目指す耕種農業産出額UP」です。主要品目の収量向上と、スマート化・グリーン化に対応した産地づくりにより耕種農業の産出額の増加を図るため、施設園芸では、炭酸ガス発生装置や環境測定装置等の導入73台、露地野菜では、排水対策など、土壤環境改善の取組3件を支援しますとともに、スマートやグリーンを切り口とした技術の産地実装に向け、きゅうりの養液栽培技術の実証、夏秋野菜の暑熱対策、有機茶産地

づくりなど5件の取組を支援しました。

一つ下の新規事業、「みやざきデータ駆動型農業実践・展開支援」です。園芸ハウス内の環境データを積極的に活用し、高収量を実現するため、県内の6地区において、県や農業者団体、生産者で構成する地域ワーキンググループを設置し、温度やCO₂などのデータを読み解くための学習会を開催するとともに、指導者側の支援ツールとなるデータベースの操作マニュアルを作成しました。

以上が、主要施策の成果です。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○鴨田畜産振興課長 資料56ページを御覧ください。

畜産振興課は一般会計のみで、一番上の段にありますように、最終予算額は92億4,961万円、支出済額は59億8,462万5,414円、翌年度への明許繰越額は23億7,207万6,000円、事故繰越額は1億2,919万3,000円、不用額は7億6,371万5,586円で、執行率は64.7%、繰越額を含めた執行率は91.7%であります。

同じページの（目）畜産総務費につきましては、不用額が863万7,146円であり、主なものは、共済費であります。

次の（目）畜産振興費は、不用額が7億4,176万8,423円、執行率が57.9%、翌年度繰越額を含めると90.4%であります。これは主に57ページの下から3段目にあります負担金、補助及び交付金の「畜産競争力強化整備」——畜産クラスター事業の実施により、年度末に単年度事業から2か年事業へと、事業計画が変更になった事案があったこと等による執行残であります。

次に、58ページをお願いいたします。

（目）畜産試験場費につきましては、不用額

が1,331万17円であります。これは主に、一番上、報酬の畜産試験場における会計年度任用職員に係る人件費の執行残、5つ下の需用費の、畜産試験場における施設修繕等に係る入札残であります。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を説明いたします。

60ページをお願いいたします。

「畜産競争力強化整備」では、畜舎の生産性向上や規模拡大に向け、畜舎や堆肥舎等の整備を支援し、生産基盤の強化を図りました。

続きまして、62ページをお願いいたします。

「県産牛肉販売促進総合対策」では、国内外における県産牛肉の販路拡大及びブランド力強化を図るために、小学生への食育活動や宮崎牛指定店での消費拡大キャンペーンの実施、スポーツイベント等を活用した宮崎牛PRなどを支援しました。

64ページをお願いいたします。

新規事業「粗飼料自給率100%「宮崎アクション」実践」では、G7宮崎農業大臣会合で採択された宮崎アクション等を踏まえ、設けた目標である粗飼料自給率100%に向けた取組を推進するために、粗飼料等の生産・利用拡大のための機械施設整備の支援や堆肥マッチングサイトの整備、放牧推進に向けた資材導入や研修会開催などを支援しました。

次の、「未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援」では、国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、畜産バイオマスの利用拡大を図るため、牛ふんの燃焼処理に関する調査や県内の家畜排せつ物の高度処理利用・流通促進に向けた堆肥成分分析を行うとともに、畜産環境アドバイザーの育成を実施しました。

以上が、主要施策の成果であります。

次に、67ページをお願いいたします。

最後に、監査結果報告書指摘事項等について、御説明いたします。（1）契約事務について、2件の指摘事項がございます。まずはみやざき地頭鶏の認知度向上にかかる業務委託について、変更契約の締結が行われていなかったとの指摘です。こちらにつきましては、事業主体に対し、今年度事業の契約内容に変更が生じていないか確認を行うとともに、今後、契約内容について変更が生じる場合には、事前相談の上、変更契約の締結の手続きを行うように指導いたしました。また、年度途中においても隨時、事業の実施状況を確認し、必要な指示を行ってまいります。

次に、「ミツバチ安定生産支援」業務委託について、委託業務が仕様書どおりに実施されていなかったとの指摘です。こちらにつきましては、委託内容を実施されていたものの、委託事業の実績報告において、仕様書に記載した内容の成果物が確認できなかったものです。事業実施主体に対し、年度途中においても随时、事業の実施状況について確認及び必要な指示を行うこととし、実績報告においては、仕様書に沿った適正な成果物の提出を指導いたしました。

○坂元家畜防疫対策課長 資料68ページを御覧ください。

家畜防疫対策課は一般会計のみで、一番上の段にありますように、最終予算額は10億2,614万9,000円で、支出済額は6億3,923万3,014円、不用額は3億8,691万5,986円、執行率は62.3%でございます。不用額の主なものといたしましては、「家畜防疫体制整備」について、養豚農場での豚熱ワクチン接種に関し、接種頭数が計画を下回ったための執行残によるものなどであります。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

70ページを御覧ください。

「家畜防疫体制整備」につきましては、本県では、令和5年9月から養豚農場で飼育される、全ての豚に対する豚熱ワクチン接種を開始しております。この豚熱ワクチンは、養豚農場での豚熱の発生を防止するため、新たに生まれてくる子豚への接種や、長い期間飼育する親豚への補強的な接種を継続的に行っております。

4月以降、都城市や高原町において、野生イノシシでの豚熱感染が確認されていることから、養豚農場での発生を防止するため、このワクチン接種に加え、ウイルスの侵入防止対策の再徹底について、重点的に指導しております。

次に、下段の「地域との連携による家畜重要疾病対策強化」につきましては、現在、国内で流行している豚熱や、韓国で感染が拡大しているアフリカ豚熱への備えとして、県内に生息する野生イノシシの血液などを用いたPCR検査を実施しております。この検査につきましては、特に豚熱への感染状況を適切に把握するため、今後も検査体制の強化を図ってまいります。また、近年、全国的に発生頭数が増加している牛伝染性リンパ腫に対しまして、家畜保健衛生所で抗体検査を実施するとともに、地域ぐるみの清浄化対策を支援しております。

71ページを御覧ください。

上段の改善事業「「4本柱」で支えるひなた家畜防疫体制」につきましては、水際防疫、地域防疫、農場防疫の取組をより強化するため、農場における防疫資機材の整備や、水際団体による消毒資材の購入への支援を行っております。また、地域防疫の核となる市町村自衛防疫推進協議会が取り組む消毒巡回や防疫研修会といっ

た、自主的な活動に対する支援を行っております。

次に、下段の新規事業「ひなたを支える獣医師確保」につきましては、インターンシップの受入れや獣医系大学への出張講座、PR動画の配信等により宮崎県職員獣医師の魅力を発信するなど、積極的なリクルート活動を行っております。また、職員が働きやすい職場環境づくりのため、ICTの導入や会計年度職員の活用による家畜保健衛生所獣医師の負担軽減に取り組んでおります。

72ページを御覧ください。

新規事業「ひなたの獣医師確保修学資金給付」につきましては、修学資金給付制度を充実させ、獣医学学生への給付期間を拡充することで、将来、県職員獣医師として従事する獣医学学生の確保に取り組んでおります。また、新たに高校生を対象とする地域枠を新設し、より早い時期からの県職員獣医師の育成・確保にも取り組んでおります。

以上が、主要施策の成果でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○川添主査 執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様からの質疑はございませんか。

○山下委員 資料16ページの新規事業「農業カーボンクレジット認証スタートアップ」について、具体的に説明してください。

○梶原農政企画課長 「農業カーボンクレジット認証スタートアップ」につきましては、J-クレジットとして、温室効果ガスの削減分をクレジットとして認証いたしまして、それを売却することで農家の収益になる仕組みとなります。

農業分野でも幾つか方法論として、温室効果ガスの削減方法が定められているんですけど

も、県内ではまだこの事業を作ったときに認証の実例がないという状況でございましたので、この事業でモデル的に認証から売却に至るまでのシミュレーションをするというようなことを行っています。

当初、この事業については、令和6年度は施設園芸におけるヒートポンプの導入の実証を行っておりまして、重油において加温するよりも、ヒートポンプを導入して加温するほうが二酸化炭素の削減効果が高いというようなことでございました。この事業におきましては、キュウリ、トマト、ピーマンのそれぞれの施設園芸農家においてヒートポンプを導入して、二酸化炭素の削減効果がどれくらいあったのか検証しているところでございます。

○山下委員 昨日も環境森林部の審査でJ-クレジット制度について、なかなか実用化されていないということでした。J-クレジット制度の具体的な取引の話が出ていたけれども、制度のハードルが高く、あまり実用化されていないというのが現状でした。

今、農政企画課長が説明してくれましたように、A重油——主として燃料に用いられる重質の石油製品の一つが1リットル86円を超えたらいヒートポンプや木質ペレットを入れることによって燃油高騰対策ができるということで取り組んできたと思います。J-クレジット制度が出てきて、農家にヒートポンプを普及することで、具体的にどのような恩恵が出てくるのでしょうか。

例えば、20アールのハウスに、ヒートポンプを4台入れたとして、そのことで重油の燃焼が削減します。その場合にJ-クレジット制度として、どれぐらい農家に対して費用対効果が出てくるのか教えてください。

○梶原農政企画課長 令和6年度に実証しました調査におきましては、クレジット認証でどれだけの収益が見込めるかといったところで着目したピーマンの生産農家2戸での実証におきまして、一部推定は含みますけれども、10アール当たり年間約2万円の収益が見込まれるということでした。このクレジットの認証対象期間が8年間でありますので、10アール当たり16万円の収益が見込まれるところでございます。

キュウリにつきましては、これは一部前提条件が異なりますけれども、10アール当たり年間約4万円の収益が見込まれるということで、8年間で約32万円の収益が見込まれるということになります。このJ-クレジット認証は、これからヒートポンプを入れる農家が対象となりますので、推進をかけていく対象としてはこれからヒートポンプに切替えていく農家がターゲットになるかなと考えております。

○山下委員 ヒートポンプを入れることによって収量が上がったということでしょうか。

○梶原農政企画課長 これにつきましては、あくまでもJ-クレジットの売却益になります。収量の増減は、今回の事業では見ておりません。

○山下委員 また農家の意見なりを聞いてみたいと思います。

資料30ページ、加工・直売施設は、具体的にJAや道の駅が持っていると思いますけれども、どういう団体に支援しているのか実証例を教えてください。

○押川農業流通ブランド課長 これまで道の駅にやっておりますし、また、JAの直売所も宮崎の食と農の県民会議の会員になっていただいておりますので、そこと一緒にやっております。

○山下委員 私は中山間地域活性化の中でも、道の駅に限らず、中山間地域で女性グループが

様々な取組を行うことや、行政が補助金を出して、てこ入れしてやっているところは違うと感じました。

中山間地域対策は大きな課題ですから、中山間地域が元気になって、住んでよかったと感じる政策に持っていくのがポイントだと思います。この事業は、どこに焦点を置いているのか方向性を具体的に教えてください。

○押川農業流通ブランド課長 地域ぐるみということで、農家と地域商社とかが一緒になって商品開発をして、利益を得て、そこにまた就業者や従業員とともに来てというような、人を呼び込むところを目指してやらせていただいている

この地域ぐるみの中には市町村も入っていたりまして、例えば、高千穂町とかですと、まちづくり公社とかがございます。そういうところと一緒に商品開発をすることや、その地域だけでなく近隣の方々が取り組んでいる事例とともに一緒に御紹介しながら、地域を盛り上げるというような取組をさせていただいているところです。

○山下委員 きめ細かな取組が大事だと思いますので、よろしくお願いします。

それと、6次産業化事業者に対する経営改善支援について、10年ぐらい前から本県はフードビジネスに先駆けて、6次産業化に取り組んでまいりました。私はこれがどれくらい定着してきているのかなと思います。途中で辞めた農家もかなりあると聞いていますし、当初、産業支援機構が支援をしたけれども、支援体制が継続しなかったことは大きな課題だったと思います。

今まで6次産業化して残っている人たちの実数を教えてください。

○押川農業流通ブランド課長 計画を使って

6次産業化に取り組んでいる方々が、現在、109が継続して実施していただいているところでございます。

○山下委員 ピーク時はどれぐらいの数があるのでしょうか。

○押川農業流通ブランド課長 先ほど、109と申しましたのは、国の総合化事業計画を元にやって、今残っているというところでございます。しかし6次産業化に取り組むということでいきますと、県内で363の法人の方々が実施していただいている

○山下委員 ピーク時に363事業所があって、今、109事業所が残っているということは、3分の1以下になっているという認識でいいですか。

○押川農業流通ブランド課長 取組自体は、右肩上がりで進んでいるところでございます。今言いました363事業所については、継続して法人の中では進んでいるところでありますけれども、ほかに加工直売所とかを入れますと、900ぐらいの事業者が関連して取り組んでいることになっています。

○山下委員 先ほどから答弁した数字に差があるけれども、どちらが正しいのでしょうか。

○押川農業流通ブランド課長 申し訳ございません。農業法人だけに限りますと、約300事業所になるんですけども、農業法人だけでなく、加工所、直売所とか6次産業化の商品を作り上げるところを入れますと、*918になります。

○山下委員 過去、6次産業化として県は推進した中で、途中で挫折した事業者が多くあります。行政の育成指導が継続しなかったということが、大きな課題だったと思うんです。

自主的に営業センスのある人、労務管理ができる人は生き残ってきたかなと思いますけれど

※47ページに訂正発言あり

も、農家だけでは壁にぶち当たってきたというのが現状です。

6次産業化している事業所が残っているということでしたので、ぜひ総力を挙げて、支援体制を継続してください。

○二見委員 資料28ページから様々な輸出関連事業が掲載されています。全体的な実施回数とかはあるんだけれども、令和6年度の取組の中で、新たにどういうところが増えたのか、どういった農産品をどこに輸出したのか、輸出額がどれくらい増えたとか、目標があるのか教えてください。

○押川農業流通ブランド課長 令和6年度の輸出実績は、農畜水産物で約121億円になります。昨年度に比べて増加傾向で、経年で伸びている状況でありまして、長期計画を含めて、目標は設定しているところでございます。

実際に目標値を言いますと、令和7年は80億円を想定しておりますけれども、今後、後期計画で数字を見直して、改めて目標を設定させて取り組んでいくと考えております。

○二見委員 県産の農産品は様々あるわけですから、個別に各目標値を設定されているのでしょうか。

○押川農業流通ブランド課長 主要品目については、目標は計上させていただいております。ただ、取り組む事業者がどこになるかというのは、明確ではないところもございますので、ある程度の数字を目安にして、作り手側に指導をしているというところでございます。

○二見委員 生産基盤からトレーサビリティーとか、様々な事業をして、総合的に取り組んでいるのはよく分かるけれども、最終的な目標をどのように数値化してやっているのかなと感じました。一方で、農家たちの経営の在り方とか

も考えていかないといけないし、細分化すると非常に難しいことでもあるかもしれないんですけども、宮崎県の戦略がどのようになっていくのか分かりづらいなと思いました。

県内の農家、企業法人等の規模とか対象になるようなところとか、様々あるにしても本県の戦略をどう位置づけているのかです。例えば、対象国を広げていって、シェアを獲得していくとかです。計画、戦略なりをブラッシュアップしていくことなど、どのように考えているのでしょうか。

○押川農業流通ブランド課長 国ごとでは、アメリカ、香港、台湾とかやらせていただいています。そちらにつきましては、ある程度の実績等も出ておりまして、継続して相手方が欲しいということであれば、出していきたいと思っています。

新しいものでいきますと、ヨーロッパでお茶、柚子とかの需要が増えているという情報をお聞きしておりますので、例えば、抹茶用の加工用施設を整備させていただくなど、輸出に向けて取り組んでいます。また、ヨーロッパだからこそその手續が必要な場合は、支援していく考えであります。

具体的にどこの国にどれくらいとかというところについては、現時点では設定していないところです。

○二見委員 二国間の契約に関して、条件とかも違うので、国同士で条約を結んでやっていると認識しているけれども、あるお茶農家からドイツに、大口のものが送れるようになったと話を聞きました。そのときの絶対条件が有機栽培であるということでした。

ヨーロッパの食に対する考え方とは、ほかのアメリカ、東南アジアと考え方が違うと思いました

た。その地域に合った作り方、農薬とかあるので、いかに農家たちと情報共有しながら、どこを攻めていこうとするのか、自分たちのやり方の強みは何なのか、それに合った市場をどう開拓していくのかというの、戦略を立てる必要があると思いました。手続も含めて最終的な流れがあると思いますので、しっかりサポートできるように、農政水産部はしっかりとフォローしていただきたいなと思っています。

○前屋敷委員 資料29ページで、碾茶加工場の整備に、令和6年度は1件、約6,700万円の支援をしているんですけれども、県内のお茶の産地は、西臼杵郡、都城市とかあります。令和6年度は1件だけの支援となり、令和7年度に4億8,000万円ほどの繰越しになっているということですけれども、支援の考え方としてどのように支援をしていくのか教えてください。

○押川農業流通ブランド課長 お茶の輸出に関しては、国内だけでなく海外で人気があるからということで、生産者も輸出したいという方が多くいます。抹茶の加工施設がないと、外に出せないというところもございますけれども、施設整備は個人ではできませんので、先ほど委員がおっしゃったように、今回の令和6年度は高鍋町の大塚園において、児湯郡管内のお茶を集めて、そこで個人だけでなく、生産者グループを作つて、輸出に向けて頑張りましょうというところで事業採択になっています。

令和7年度に繰り越したのは、宮崎市で株式会社みやざき一茶園というのがございます。そちらについて、そこも宮崎市だけでなく、西臼杵郡とかその辺りの生産者と一体となって生産量を伸ばして、輸出ができる商社ともしっかり組んだ体制を作つておりますので、そういうところができているところについては、重点的

に、事業採択という形でさせていただいているところでございます。

○前屋敷委員 地域を底上げするという意味で、予算化した分はしっかり機能が果たせるような形で対応してほしいなと思います。

○井本委員 資料46ページ、マーケットインの視点に基づく産地等と連携した研究とあるけれども、マーケットインの視点は具体的に何でしょうか。

○吉野農業普及技術課長 試験場におきましては、研究成果が現場でしっかりと使われていくことが、重要と思っております。試験場のほうでは企業または大学と連携しまして、技術、知見と一緒に研究の中で発揮していただきます。産地で現地実証を取り組んでいるんですけども、その取り組む課題として、マーケットニーズ、消費者または実需者が求めている内容を踏まえて研究課題化をして取り組んでいるところでございます。

○井本委員 消費者の需要に合わせたものは何かということで、その企業が持つている技術をそれに合わせていこうというような考えということでいいのでしょうか。

○吉野農業普及技術課長 おっしゃるとおりです。具体的に申し上げますと、例えば、現在の機能性食品に対して、消費者が購入される際に参考にする場合があり、それは疲労回復、体の調子を整えるとかがあります。研究の一つの事例で申し上げますと、そういう本県の農産物にどういった機能性成分が含まれているかといったところを分析していくと研究・試験をやっているということでございます。

○井本委員 分かりました。

お茶の件に話を戻すと、宮崎県の場合、例えば静岡県のお茶にはない成分があるのでしょう

か。宮崎県は独自のお茶を消費者のニーズに合わせられるようなものがあるのでしょうか。

○吉野農業普及技術課長 お茶の成分自体に入っている入っていないということはないかとは思いますけれども、例えば、本県の温暖な気候であるとか、条件によって成分量が多く含まれているということはあります。例えば、ピーマンとか、ビタミンCが多かったとかありましたので、そういう面では成分がどのくらい含まれているかといったところも含めて、研究しているという状況でございます。

○二見委員 資料43ページ、ピーマン自動収穫ロボット導入及び自動収穫に最適な栽培体系の実証が4か所となっているけれども、この自動収穫ロボットは長年やってきているのではないかなどと思います。今、実際どのくらいまで実用的な状況になっているのか教えてください。今年度も2,400万円くらい予算を組んでいるわけですがけれども、今年の目標についてどのように考えているのか、教えてください。

○吉野農業普及技術課長 本事業期間は、令和6～7年度でありまして、令和6年度の4か所というのが、宮崎市、西都市、新富町の農家で、あと農業試験場になります。試験実証の結果としましては、10アール当たり換算ではありますけれども、ハウスで実がなったピーマンのうち、ロボットで収穫できる割合としましては3.6%という状況でございます。

まだ実際にはロボットで収穫できる割合が非常に低いです。そういう理由としましては、どうしてもロボットが実を発見する能力、発見したものを今度は取る能力、そういうロボットの性能部分の改良を試験場で主にやっておりましたけれども、ピーマンの栽培の仕立て方、栽培の樹形の変更をすることで、ロボットの苦

手なところをカバーできないか、実を発見しやすいような仕立て方はないかを引き続き本年度もやっていくところでございます。

○二見委員 先日、ピーマン農家と話をしていたら、このロボットに非常に期待しているとのことでした。現在、このロボットは、1台当たりどれくらい金額がかかるのでしょうか。

○吉野農業普及技術課長 まだ現在開発中ということで、機械自体の価格はまだ決まっていないと聞いております。

○二見委員 価格が決まっていなくても、大体の目安はないのでしょうか。

農作物の収穫は時期的なもので、タイムリーにやる必要があると思います。その方が言っていたのは、「このロボットがあれば、どうしても用事があって外出する必要がある場合に、このロボットを置いているだけで収穫ができるのは、すごくありがたい」とのことでした。機械の性能向上も必要だけれども、価格帯によっては導入しやすさがあるので、その点も重要な要素だと思います。

今、収穫するために人を集めるにあたって、人件費として1時間1,500円と設定しても、人が集まらない状況と聞きました。そういうときにこのロボットが使えることは、非常に実用価値があるのかなと感じたところでした。

人手不足、人件費の高騰もある中で、このロボットの登場なので、非常に期待が高いです。現場の声もあったものですから、しっかり取り組んで実証を続けていただきたいと思います。

○前屋敷委員 資料22ページ、「利子補給金・助成金」について、農業近代化資金は規模拡大ということで、586件が利用されています。その次の農業経営負担軽減支援資金は5件ということで、かなり差があります。それぞれ中身、制

度が違うけれども、農業経営負担軽減支援資金のほうが、今の状況には合っており、利用件数もあるのかなと思いました。

それぞれ融資額の上限や利子の補給があると思うけれども、返済するのに時間がどの程度とかあるのか具体的に教えてください。

○田村団体指導検査課長 農業近代化資金につきましては、基本的には前向きに規模を拡大することなどになります。具体的には機械を買ったりとか、子牛を買ったりとか、規模を拡大、経営を発展させていくという面が大きなものでございます。今は施設整備、機械取得、あと家畜購入資金、そのほかにも規模拡大に伴う運転資金ということで前向きなものとして取り組んでいっているものにつきまして、貸し付けを行っております。

一方で、農業経営負担軽減支援資金というものは、実際、ほかの貸し付けを受けている方々が新たに借換えを行って負債を減らすことにより、利子を安く借り直すというものでございますので、件数が少ない状況になっております。先ほど申し上げた農業近代化資金につきましては、令和6年の8月から運転資金を新たに追加しまして、この586件のうち74件につきまして運転資金の面でも貸し付けることにしたということです。令和5年度は運転資金がございませんでしたので、そういったものを増やしながら農業支援をしている状況でございます。

○前屋敷委員 借入れするときの上限額とかあるのでしょうか。

○田村団体指導検査課長 金額につきまして、農業近代化資金は個人の方が1,800万円でございます。特例がありまして、それが認められると2億円まで借りられます。負担軽減支援につきましては、基本的には借換えをしようとする

元の負債の残額となっております。

○前屋敷委員 残額分がそのまま借換えに使えるということで、分かりました。

○井本委員 農業経営負担軽減支援資金の5件は多いですか。

○田村団体指導検査課長 過去5年間を見ると、令和元年が5件、令和2年度が6件、令和3年度が3件、令和4年度が6件、令和5年度が5件、令和6年度が5件ですので、5件程度で推移しているという状況でございます。

○井本委員 どのような要件ですか。

○田村団体指導検査課長 資金負担営農負債の借換えで、借入れ限度額が営農負債の残高ということです。借入れ対象者としては農業者で、農業経営改善に取り組む意欲と能力を有する者であり、60歳未満の方につきましては、主に農業に従事している者、そして農業所得が総所得の過半を占めている者、現に約定書関係の一部の返済が可能である者といった要件となります。

○井本委員 これは申請したけれども、認められなかつたことはあるのでしょうか。

○田村団体指導検査課長 現在、手元に資料がございませんので、後ほど御説明いたします。

○井本委員 災害資金は、どのようなものになるのでしょうか。

○田村団体指導検査課長 災害資金につきましては、事象を指定するのですけれども、令和6年度は硫黄山の河川白濁により農作物に被害を受けた方、台風10号で農作物の被害を受けた方、令和6年10月21日から大雨により被害を受けた方などがありました。

○井本委員 件数としては多いのでしょうか。また、申し込んだけれども、認められなかつたことはあるのでしょうか。

○田村団体指導検査課長 災害資金につきまし

ては、農作物の被害を受けて、実際営農に支障が出ている方ですので、市町村の罹災証明書を頂ければ、基本的には支援を行うということです。

○井本委員 6件しか申請がなかったということですか。

○田村団体指導検査課長 災害資金を発動しておりますけれども、実際、農業者の方は収入保険や農業共済とかに入って補償されているということで、申請が上がっていないケースもございます。

○山下委員 資料43ページ、農業経営コンサル活動175件になっていますけれども、具体的にどういう相談なのか教えてください。

○吉野農業普及技術課長 経営体支援センターは、中央のコンサル——県域で活動していただくコンサル、あと普及センター、JAごとに地域のコンサルがございまして、中央と地域の合わせた数になります。大多数が、※169件が地域のほうで行っているコンサル事業で、具体的には経営健康診断書という青色申告会に加入されている方のデータから、その方々の経営の状況を健康診断書というものを作成しまして、農家の方に配り結果を報告するところでございます。

より高度、重点的な経営指導としましては、中央のコンサルが行っています6件、こちらのほうで法人2件を含みまして、経営コンサルを行っております。具体的には、経営改善、技術向上、資金の対応とかのコンサルを行っているところでございます。

○山下委員 具体的な相談内容は、どういう案件が多いですか。例えば、畜産、農産と区分けした場合に畜産の方が課題は多いのでしょうか。皆さん方が経営コンサルを行い、その相談内容

における分析の結果が出ていると思うんですけども、そのあたりを教えてください。

○吉野農業普及技術課長 「データ分析で磨く農業経営力強化事業」におきましては、経営体支援センターの関連でのコンサルになっております。どちらかと言いますと耕種部門のほうが主に受けている状況でございます。畜産に対するコンサルにつきましては、畜産協会で重点的に行われているコンサルのほうになりますので、本事業におきましては、耕種部門のほうが件数としては多く含まれているという状況です。

○山下委員 畜産部門の分析とかは、どういう状況でしょうか。

○鴨田畜産振興課長 公益社団法人宮崎県畜産協会が畜産コンサルを主にやっておりまして、その活動の一部として支援をしています。その中で、個別の農家の指導、酪農、肉用牛、養豚等では延べ約142件とかになります。あと宮崎県の特に肉用牛の一つの特徴として、例えば、受精から分娩、それと子牛市場、システム化されておりまして、その中で、帳票として定期的に年2回とか、繁殖成績をデータでフィードバックするという事業を畜産協会が独自にやられております。

また、どういう相談が多いかという話ですけれども、御案内のとおり、ここ二、三年飼料価格高騰等の問題がありましたので、やはり資金繰りをどうしようかという相談があります。生産性向上、事故率、分娩間隔や死廃事故、そのような部分をしっかりと協会から見られるように、JAや普及センター等と情報共有しながら指導していくよう取り組んでいるところです。

○山下委員 農業普及技術課へ確認ですけれども、この支援事業の中で、175件の相談内容があ

※47 ページに訂正発言あり

ったわけですから、どういう内容だったのか分析をして、しっかりと把握して適切な支援体制をやっていかないといけないだらう思います。

どういう内容を分析して、指導されたのか教えてください。

○吉野農業普及技術課長 委員が御指摘のとおり、分析の部分につきましては、また決算書を見て、去年の収入・支出、またそこに占める経費の中で、どういったものが経費を圧迫しているのかとかはできるんですけれども、もう少し踏み込んだ経営指導、経営改善指導をやっていけるように、経営指導能力を高めていかないといけないと考えております。高めるためにはどういった知識が必要であるかといったところ、また研修をどういうものを受けた方がいいのかが重要になってくると考えております。

最近、法人への経営指導という部分が、より重要化していくと思っておりますので、税務、労務管理とかの知識が学べる研修の受講を普及員に勧めておりまして、本年度も6名受講していただくことにしております。農家の経営指導ができる人材の育成といったところを以前からもやっているんですけども、さらに強化していくということを重点化していきたいと思っております。

○山下委員 先ほど、農業経営負担軽減支援資金5件は借換えだと思うんですけども、これは、県庁の近くにある信用保証協会が関係しているのでしょうか。

○田村団体指導検査課長 この5件につきましては、宮崎県農業信用基金協会というのがありますて、その協会はJAビルの中に入っており、そこがやっております。

○山下委員 この5件の借換えは、保証協会投資ではなくて、JA単独になるのでしょうか。

○田村団体指導検査課長 こちらにつきましては、全てJAの案件となっております。

○山下委員 あなた方は情報の分析ができていないと思います。大型農業法人は、信用保証協会になります。そこの借換保証がないと、新たな融資というのはできないです。そのあたりは全く把握していないのでしょうか。

○田村団体指導検査課長 そちらまで詳しく把握していない状況にございます。

○山下委員 私は、何回か相談されたことがありますので、案件があると思います。数年したら、こういう経営課題がでてくると思うので、あなた方がそこに心を寄せて対応していく必要があります。資金繰りや販売戦略で困ったりして、借金があるわけですから、あなた方も推進役となってアフターフォローをしていく必要があると思うんです。信用保証協会との連携が重要だけれども、県のOBが理事長なりで行っていないのですか。

○田村団体指導検査課長 信用保証協会は県のOBが行っていると思います。委員がおっしゃるとおりでございますので、我々は農業信用基金のほうで、今は農業信用基金協会とやり取りさせていただきますけれども、そういう情報は取りに行くべきだと思っています。今後、積極的に信用保証協会に出向くなどしてお話を伺って、我々の情報としてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○山下委員 次に、畜産クラスター関係で、先ほどいろいろ御説明をいただきましたけれども、この畜産競争力強化整備、令和5年度からの繰越額が21億円になっています。令和5年度額が3億3,600万円の事業だったと思うんです。令和5年度からの繰越ししが、ここまで増えてきているということは、どのように分析されていま

すか。

○鴨田畜産振興課長 まず、県は当初予算でクラスター事業の予算を組みますけれども、国は大体年末ぐらいに補正事業として出てまいります。ですので、年末に出て3か月間に完了ということはまずございませんので、2月の県議会において繰越しをお願いして、翌年度にずれている状況となります。

今、委員がおっしゃったように、例えば、平成28年頃、肉用牛でいきますと子牛価格が非常に高かった時期は、増頭意欲が高かったので、トータルしますと全ての畜舎を合わせまして、県内で約100件を超えるクラスターの申請がございましたけれども、昨今、例えば、令和6年度は4件程度、令和5年度は20件とかなり減ってきております。肉用牛、酪農の辺りが飼料価格高騰等の影響を受けて、なかなか今の価格では収支計画が回らない、また、補助残融資を受けることができないというようなことで、計画として畜舎が減ってきております。

一方で、例えば、プロイラーは価格が比較的安定していることもありますけれども、ここ最近はプロイラーや大型養豚法人の案件があるというものが今の実情かと考えております。

○山下委員 肥育牛、和牛の生産について、担い手の方たちが、規模拡大してくれて、生産規模はずっと維持してきたと思うんですけども、農業を囲む環境はかなり厳しくなってきました。それがデータとして出てきているのかなという捉え方をしたところです。かなりの勢いで和牛の頭数とかが少なくなっています。また、今、畜舎を作ろうと思っても、1億円でできていたものが、70%くらい費用が上がってきているので、また規模拡大をやりたいんだけれどもやれないと思うんです。この国のクラスター事

業は、例えば、養豚だって1母豚当たり、肥育舎まで入れると、以前は二、三百万円でできたのが、四、五百万円です。1,000頭1母豚であれば50億円です。投資がしづらいということです。宮崎県の畜産をやっていくために、決め手というのは何があるのでしょうか。

○鴨田畜産振興課長 生産基盤自体が減っていくというのは、全ての畜舎において共通しております。肉用牛の例を申し上げますと、今回、本会議におきましても質問いただきましたが、ここ2か年で繁殖牝牛頭数が約5,000頭減少しておりまして、今、県内の繁殖雌牛頭数が恐らく8万頭前後。一方で子牛の出荷頭数、時期的なずれはありますけれども、大体6万5,000頭前後で推移してきたものが若干下ってきています。

一方で、県内の繁殖農家の平均分娩間隔、生産性を示す指標の一つになりますけれども、私どもは1年1産という大きな目標を掲げております。現実的には400日を超えるというのが県平均になります。併せて、農業共済組合等が指導していただいているけれども、競りに出てくるまでに死廃する子牛の頭数も、年間四、五千頭いると聞いております。その分娩間隔を短縮して生産性を上げることと死廃事故を減らすということで、全体的な基盤が減って、なお市場に出荷していく子牛を確保するという取組をJAも一本化されました。

あと、畜産協会等で、今、和牛コンソーシアムというのをしっかりと作って、生産者に指導していくこうということを改めて協議検討しているところでございます。

○山下委員 多頭化することで、事故率は高まっていますので、しっかりと経営の基盤ですから改善をしていってほしいと思います。

「産地生産基盤パワーアップ」の現状はどう

でしょうか。

○白石農産園芸課長 「産地生産基盤パワーアップ」とか、強い農業づくり交付金などの予算の決算額を記載させていただいております。農産園芸課では、主に農業用機械とハウスの導入支援を行っております。主に本県は施設園芸の県ですので、施設園芸用のハウスについては、10年前ぐらいと比較すると、新規の建設面積が大きく減少をしています。これは、鋼材価格が上がって、ハウスの本体価格がかなり高くなっていますので、今、投資のタイミングではないという農家経営の判断があるかと思います。毎年、12ヘクタールぐらい、新規で事業を活用して御支援申し上げておりましたけれども、ここ3年は1ヘクタールぐらいまで減少しております。それに従って、事業の活用実績も少し減っている状況でございます。

○山下委員 監査結果報告書指摘事項等について、蜜蜂のことが掲載されていますけれども、事務的なミスだったと思います。現在、温暖化の影響により蜜蜂が減少しているという話をよく聞くんですけども、現状はどうでしょうか。

○鴨田畜産振興課長 県内の養蜂の現況を説明させていただきます。県に蜜蜂の飼育届を出すことになっておりまして、その件数は令和7年度218件ということで、ここ数年は若干微増傾向になっています。併せて、今、御指摘のありました蜂につきましては、養蜂家の高齢化、後継者不足等の影響に加えまして、今言われました猛暑の影響、寄生ダニの被害も増えていると聞いています。

これにつきましては、やはり蜜蜂は、露地園芸に貢献してくれているわけですので、これは畜産に限る話ではないということで、農林水産省のほうも、その養蜂の対策をしっかりとやって

いこうということあります。県にも養蜂組合というのがありますので、その生産者の方々等と、議論しているところでございます。

○山下委員 例えば、ハウス系のイチゴ、マンゴーとか、蜂がないとどうしようもありません。シーズン中は、蜂を借りてきてハウスの中に入れます。そのあたりの供給は十分なされているのか教えてください。

○鴨田畜産振興課長 養蜂用の蜜蜂は自然で飼って、蜜蜂を採取するわけですけれども、施設園芸用の蜂は専用で蜂箱ごと販売されていて、それを購入して、毎年購入される方もおられますし、毎年ではなく、買い続けて複数年、蜂箱を使われるという方もいらっしゃいます。今のところ、マルハナバチとかが主だと認識していますけれども、供給が足りないとかいうようなことは聞いてございません。

○下沖副主査 資料12ページ、新規事業「中山間地域農業・農村デジタルサポート」の事務システムの構築とデモ実証の内容はどのようなものなのか教えてください。

○梶原農政企画課長 こちらにつきましては、日本型直接支払制度、中でも中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度における集落の方が行う事務作業になります。具体的には、活動日誌の作成でしたり、支出帳簿の作成をサポートするシステムでございます。これまで紙で日誌や帳簿を作成していたところを、スマートフォンを使って写真撮影、活動内容の記入を一元的に行うことができるシステムでございます。

また、役場の担当者との相談も、スマートフォンのチャット機能で行えることができます。中山間地域等直接支払の推進に当たって、事務が大変であることから、特に会計事務の成り手

がいないので支障となっていました。スマートフォンで簡単に事務作業ができれば、地域の方が取り組む意欲が出るかなというところで、この事業でサポートしているというところでございます。

○下沖副主査 スマートフォンにアプリが入っているのでしょうか。

○梶原農政企画課長 スマートフォンで、ブラウザ上で操作する仕組みとなっております。

○下沖副主査 資料25ページの負担金、補助及び交付金のところについて、繰越しの説明をお願いします。

○押川農業流通ブランド課長 お茶の加工施設整備に関する国の事業を採択しております、その分を翌年度に繰り越したということになります。

○下沖副主査 資料48ページ、先ほど説明の中で、農機具の取り下げがあったと思うんですけれども、取り下げた理由を教えてください。

○白石農産園芸課長 取り下げた理由につきましては、マンゴーの低コスト耐候性ハウス2棟、予算額は5,200万円ほどで国に要望しました。この事業は、ポイント制でございまして、ポイントが高い順から採択されるんですけれども、本県の2件が採択されませんでした。1件については、農業者の方が諦めて取り下げをされました。もう1件は再度ポイントの精査とか、新たな取組とか工夫をして、令和7年度採択に向けて取組を進めており、採択の見通しでございます。

○下沖副主査 獣医師確保について、ホームページを見ていますと、初任給調整手当、全国最高額7万円、総額1,027万円と掲載されているんですけども、説明をお願いします。

○坂元家畜防疫対策課長 1～5年目が月額

7万円で、その後は漸減することで、最終的に1,027万円になるということになります。

○下沖副主査 10年間でしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 トータルで最長20年間給付することになります。

○下沖副主査 20年間で1,027万円ということでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 5年目までが7万円、その後は毎年4,000円ずつ減額しまして、それを最長20年間給付しますと1,027万円になります。

○下沖副主査 受験の現状は、どのような感じでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 今年度の就学資金の状況ですけれども、大学生を対象とした一般枠につきましては、現在4名募集がありまして、先行試験ということで、面接を行ったところでございます。また、高校生を対象とした地域枠につきましては、今週、県の推薦をするかどうかの試験を実施する予定です。昨年が10名だったんですけども、こちらは今年度よりも増えて、12名募集があったところでございます。

○下沖副主査 ありがとうございました。ぜひ獣医師の確保をしていただきたいと思います。

○田村団体指導検査課長 先ほど井本委員より、融資を認められなかった案件があるのかという御質問がございました。流れとしましては、農業者がまず融資機関に申し込みを行い、融資機関が審査をして、市町村や農林振興局がメンバーとなっている推進会議で利子補給をするか決定をします。

融資機関が推進会議に挙げてきた5件につきましては、全て利子補給を決定しているということでございますけれども、農業者が融資機関に申し込んだ段階で、バツとしたどうかは、こちらでは分からないということでございます。

○吉野農業普及技術課長 先ほど山下委員より、経営コンサルの質問を頂いた際に、「169件」健康診断書の配付を行っていると申し上げましたが、「145件」に訂正をさせていただきます。その際の相談内容としましては、労働力確保、資金管理、経営承継、収量確保、後継者問題を受けて対応している状況でございます。

○押川農業流通ブランド課長 申し訳ございません。一つ訂正をお願いいたしたいと思います。山下委員から御質問がありました、6次産業化に取り組む事業者数ですけれども、「918」取り組んでいますと申しました。これは「918」ある法人全体の数でございまして、その中で実際に6次産業化に取り組んでいる法人は、「427」になります。

○前屋敷委員 獣医師に関して、現在、獣医師数は何人在籍しているんですか。

○坂元家畜防疫対策課長 今年度、農政水産部に64名、福祉保健部に81名、合計145名在籍しております。

○川添主査 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川添主査 それでは、以上をもって、農政企画課、団体指導検査課、農業流通ブランド課、農業普及技術課、農産園芸課、畜産振興課、家畜防疫対策課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時56分再開

○川添主査 委員会を再開します。

これより第2班、農村計画課、農村整備課、担い手農地対策課、水産政策課、漁業管理課の審査を行います。

令和6年度決算について各課の説明を求めま

す。

○井上農村計画課長 令和6年度決算特別委員会資料の右下74ページを御覧ください。

決算事項別明細説明資料について、御説明いたします。

農村計画課は、一般会計のみで、表の一番上有りますように、最終予算額は22億4,340万9,000円、支出済額は22億3,670万6,533円、不用額は670万2,467円、執行率は99.7%あります。

同じページの（目）農業総務費でございますが、不用額が191万9,758円であります。

不用額の主なものは、職員の給料や共済費等の入件費のほか、下から4段目の委託料には、「公共工事品質確保強化」において、工事点検件数の減に伴い、旅費等の執行残が生じたものであります。

次に、75ページを御覧ください。

下から2段目の（目）農地総務費でございますが、不用額が153万9,966円であります。

次の76ページになりますが、不用額の主なものは、上から2段目の職員の共済費であります。

次に、（目）土地改良費でございますが、不用額が308万2,275円であります。

不用額の主なものは、旅費や需用費等に執行残が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果につきまして、その主なものを御説明いたします。

77ページを御覧ください。

土地改良事業負担金につきましては、国営土地改良事業に係る県及び関係市町の負担金であり、一つ瀬川地区ほか6地区で執行いたしました。

78ページを御覧ください。

上段の「畑かん活用農業経営体チャレンジ支援」につきましては、畑かん営農技術に係る研

修会等を開催して、その技術の普及促進を図るとともに、令和6年度から新たな畑かんマイスターを委嘱し、展示圃場の設置やラジオ、ホームページによる畑かん効果のPRに取り組みました。

下段の新規事業「畑かん営農ポテンシャル向上」につきましては、農業試験場畑作園芸支場におきまして、散水器具設置の省力化の実証を行うとともに、畑かんエリアの農業者に対して、自走式散水機等の体験機会を提供するなど、省力化機材の導入促進に取り組みました。

79ページを御覧ください。

新規事業「基盤整備プランニング」につきましては、基盤整備事業の機運醸成及び実施につなげ、農地の区画拡大を通じた集積・集約化による地域計画の実現を目指すため、14地区で基盤整備後のイメージ図を作成し、各地区に提供することで、農地の区画拡大に向けた具体的な検討を支援したほか、市町村担当者や農業者向けに基盤整備の効果や対象事業のフローチャートなどを整理したマニュアルを作成し、事業化に向けた的確な推進を図りました。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○山内農村整備課長 資料81ページを御覧ください。

農村整備課は一般会計のみで、一番上段にありますとおり、最終予算額は232億5,590万8,000円、支出済額は146億1,496万7,507円、翌年度への明許繰越額は77億2,544万7,828円、事故繰越額は8億2,658万5,037円、不用額は8,890万7,628円で、執行率は62.8%、繰越額を含めた執行率は99.6%でございます。

同じページの（目）農業振興費につきまして

は、執行率は64.2%、翌年度繰越額を含めますと99.9%であります。

82ページを御覧ください。

（目）農地総務費につきましては、不用額が1,453万7,668円であります。

これは、主に県単独費で支出を予定していた人件費の一部に、補助公共事務費を活用したことによるものであります。

83ページを御覧ください。

（目）土地改良費につきましては、不用額が373万1,870円、執行率は59.4%で、翌年度繰越額を含めますと99.9%であります。

主な不用額は、次の84ページにあります補償・補填及び賠償金で、これは、「県営畠地帯総合整備」において、電柱移転補償に係る地元負担軽減額が予定を上回り、補償費が減額となったことによるものであります。

85ページを御覧ください。

（目）農地防災事業費につきましては、執行率は63.7%で、翌年度繰越額を含めますと99.9%であります。

86ページを御覧ください。

（目）海岸保全費につきましては、執行率は23.2%で、翌年度繰越額を含めますと100%であります。

87ページを御覧ください。

（目）耕地災害復旧費につきましては、不用額が7,046万円、執行率は69%で、翌年度繰越額を含めますと97.4%であります。

主な不用額は、災害復旧に係る国の予算措置が、次年度以降となったことによるものであります。

続きまして、主要施策の成果につきまして、主な取組を御説明いたします。

88ページを御覧ください。

「地籍調査」につきましては、繰越予算の宮崎市ほか11市町村と南那珂森林組合並びに現年予算の宮崎市ほか6市町村を合わせて16市町村等で実施し、89ページのとおり31平方キロメートル

の調査をいたしました。

その結果、令和6年度末の進捗率は74.2%となります。

90ページを御覧ください。

「多面的機能支払交付金」につきましては、農地周辺の草刈りなどの基礎的な活動を行う農地維持支払において、420組織、制度の取組面積では2万7,501ヘクタールに対して支援し、農業農村を有する多面的機能の維持・発揮が図られました。

91ページを御覧ください。

下の「農業水利施設電気料金高騰対策支援」につきましては、土地改良区等の6団体に対して、老朽化した揚水施設更新等を支援しました。

92ページを御覧ください。

下の改善事業「魅力あるふるさと環境づくり」につきましては、五ヶ瀬町の戸の口地区ほか21地区において、営農飲雜用水施設の整備や、パイプラインの補修などの支援を行いました。

93ページを御覧ください。

上の改善事業「農地集約化基盤整備」につきましては、宮崎市の瓜生野・上北方地区ほか14地区において、畦畔除去などの支援を行いました。

下の「県営畠地帶総合整備」につきましては、えびの市の白鳥1期地区ほか39地区において、国営関連事業として畠地かんがい施設などの整備を行いました。

94ページを御覧ください。

上の「県営経営体育成基盤整備」につきまし

ては、串間市の塩屋原地区ほか24地区において、水田の区画整理などを行いました。

1ページ飛びまして、96ページを御覧ください。

上の「中山間地域総合整備」につきましては、えびの市のえびの南部地区ほか7地区において、農業用排水路や農道などの整備を行いました。

97ページを御覧ください。

上の「県営ため池等整備」につきましては、高千穂町の水ヶ崎地区ほか22地区において、ため池の堤体の改修や用水路の整備を行いました。

1ページ飛びまし、99ページを御覧ください。

下の「団体営耕地災害復旧」につきましては、宮崎市ほか23市町村で農地や農業用施設に係る災害復旧の支援を行いました。

今後も、事業効果の早期発現のため、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいりたいと考えております。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○堀ノ内担い手農地対策課長 資料102ページを御覧ください。

担い手農地対策課は、一般会計のみで、表の一番上にありますとおり、最終予算額は32億3,226万6,743円、支出済額は25億9,918万6,612円、翌年度への明許繰越額は3億9,179万5,494円、不用額は2億4,128万4,637円で、執行率は80.4%、繰越額を含めた執行率は92.5%でございます。

同じページの（目）農業総務費につきましては、不用額が523万8,668円でございます。

主なものは、下から5段目にあります共済費であります。

同じページの（目）農業改良普及費につきま

しては、不用額が5,631万7,074円、執行率は57.1%、翌年度繰越額を含めた執行率は94.2%でございます。

103ページを御覧ください。

主なものは、下から4段目になります負担金、補助及び交付金で、「みやざき新規就農者育成総合対策」において、国の交付決定に伴う減額等が生じたことによるものでございます。

同じページの（目）農業振興費につきましては、不用額が1億7,586万7,167円で、執行率は87.2%、翌年度繰越額を含めた執行率は87.5%でございます。

104ページを御覧ください。

主なものは、一番下の段になります負担金、補助及び交付金で、「農業経営体育成支援」において、国の交付決定に伴う減額等が生じたことによるものでございます。

次に、105ページを御覧ください。

下から5行目の（目）農地調整費につきましては、不用額が317万7,901円、執行率は80.2%、翌年度繰越額を含めた執行率は98%でございます。

106ページを御覧ください。

主なものは、下から5段目になります委託料で、「自作農財産管理処分」において、自作農財産の管理・処分に必要な現地調査、測量等を要する経費の執行残が生じたことによるものでございます。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

109ページを御覧ください。

1段目の「みやざき新規就農者育成総合対策」では、研修期間中に研修生に資金を交付する就農準備資金を62名に、経営を開始した新規就農者に資金を交付する経営開始資金を222名に交付

しております。

また、新規就農者の機械・施設等の初期投資費用を支援する、「経営発展支援」を35名に交付しております。

なお、国の令和6年度補正予算において、新たに、親元就農者等の円滑な経営継承・発展を支援する事業が創設されたため、2月議会において、「みやざき農業経営継承支援」を計上し、令和7年度に繰り越して事業を実施しているところでございます。

110ページを御覧ください。

2段目の改善事業「持続可能な農業実現人材確保」では、県内2か所でマッチングアプリを活用した多様な人材の確保等の検証を行うとともに、受入れ環境の改善を図るため、17か所で休憩所やトイレ等の環境整備を支援しております。

111ページを御覧ください。

1段目の改善事業「農業外国人材確保・定着体制構築強化」では、技能実習生の受入れや特定技能人材を支援する監理団体等について、2団体を県内に誘致するとともに、外国人材の住居確保のため、宮崎市の市営住宅1団地（5戸）の改修を支援しました。

また、海外の日本語教育機関等において、宮崎県の農業の文化、方言等を入国前に教育する宮崎授業を3回実施しました。

2段目の「農地中間管理機構等支援」では、農地中間管理機構が1,633ヘクタールの農地を借り受け、再契約を含め2,071ヘクタールを貸し付けるなど、農地の集積を着実に進めたところです。

以上が、主要施策の成果についてでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しま

しては、特に報告すべき事項はありません。

○西田水産政策課長 資料113ページを御覧ください。

初めに、決算事項別明細説明資料について説明いたします。

一般会計について、表の上から2番目にありますように、最終予算額は30億1,005万3,000円、支出済額は14億2,337万6,653円、翌年度への明許繰越額は13億7,956万8,000円、不用額は2億710万8,347円で、執行率は47.3%、繰越額を含めた執行率は93.1%でございます。

次に、同じページの（目）水産業総務費の不用額が449万2,903円でございますが、主なものは共済費でございます。

114ページを御覧ください。

（目）水産業振興費の不用額は1億8,624万7,124円、執行率は44.4%、翌年度繰越額を含めますと78.7%でございます。

115ページを御覧ください。

主なものは、中ほどの負担金、補助及び交付金でございますが、これは主に、「特定疾病対策」において、特定疾病に指定されているコイヘルペスウイルス病が発生した場合に備えて、コイの処分費用等を計上しているもので、その発生がなかったことにより不用となったものでございます。

次に、（目）水産業協同組合指導費の不用額は167万1,686円でございます。

主なものは、一番下の段の負担金、補助及び交付金でございますが、これは、漁業共済普及促進において、養殖業者に大きな損害を与える赤潮が発生した場合に、損害を補填するための養殖共済の赤潮特約の掛金を助成しているもので、「漁業共済普及促進」の補助額が確定したことによ伴うものでございます。

116ページを御覧ください。

（目）水産試験場費の不用額が1,469万6,634円、執行率は30%、翌年度繰越額を含めますと99%でございます。

主なものは、下から4段目、委託料でございますが、令和5年度から繰り越した「水産試験研究施設整備」における、設計業務委託の入札残でございます。

118ページを御覧ください。

特別会計について、表の一番上にありますように、最終予算額は1億9,688万4,000円、支出済額は816万3,405円、不用額は1億8,872万595円で、執行率は4.1%でございます。

沿岸漁業改善資金は、国と県で資金を造成し、漁業者に貸し付けておりまして、毎年5,000万円の貸付けができるよう資金を運営しております。

令和6年度は貸付額が800万円と比較的少なかったために、不用額が多くなっておりますが、繰越しを行い、翌年度の貸付金の財源となっております。

次に、特別会計の歳入決算について説明いたします。

119ページを御覧ください。

これは、歳入歳出決算書より抜粋したものでございます。

歳入の表の一番下、歳入合計でありますが、調定額1億9,635万8,405円に対しまして、収入額は同額であり、収入未済額はございません。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

123ページを御覧ください。

一番上の改善事業「養殖ブリ人工種苗量産化」につきましては、天然資源に依存しているブリ養殖の種苗について、養殖業者の経営安定化と、本県養殖業の成長産業化を図るため、養殖用種

苗の生産供給を行う宮崎県水産振興協会に対し、
ブリ人工種苗の量産化に係る経費を支援したと
ころでございます。

124ページを御覧ください。

中ほど的新規事業「「海業」ビジネス創出」
につきましては、本県の海や漁村の魅力など、
地域資源を生かした新たなビジネス海業の創出
などを推進し、漁村地域の活性化を図るため、
宮崎県漁港漁場協会を通じて、県漁連などと連
携した県産水産物のPR活動を行うとともに、
漁村地域が主体となって行うプロモーションや
イベント、食育・地産地消の活動を支援したと
ころでございます。

125ページを御覧ください。

一番下の新規事業「I o Tを活用した陸上海
藻養殖導入支援」につきましては、省エネ・省
コスト、かつ、高齢者や女性等の就労の場とな
る新たな漁業を創出し、漁業経営の向上及び漁
村地域の活性化を図るため、海ぶどうの陸上養
殖に着手する県漁連に対し、陸上海藻養殖施設
の導入等に係る経費を支援したところでござい
ます。

126ページを御覧ください。

一番上の「水産業試験」につきましては、水
産資源分野では、日向灘の未利用漁場探索など
4課題、増養殖・漁場保全分野では、新興・再
興感染症の対策に関する研究など5課題、経営
流通分野では、カツオ・マグロ漁業の収益向上
に関する研究など4課題、内水面増養殖分野では、
効率的キャビア生産技術開発など4課題、
合計17課題に取り組んだところでございます。

その下の改善事業「水産試験場施設整備」に
つきましては、水産試験研究体制強化基本計画
に基づき、水産試験場の再編整備に係る設計及
び工事を行うもので、令和6年度予算額につい

ては、一部を除いて繰越し手続を行い、令和
7年度に実施しているところでございます。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しま
しては、特に報告すべき事項はありません。
○安田漁業管理課長 資料129ページを御覧くだ
さい。

漁業管理課は、一般会計のみで、表の一番上
にありますように、最終予算額は59億4,151万
6,000円、支出済額は41億1,910万1,099円、翌年
度への明許繰越額は14億6,574万9,000円、事故
繰越額は7,502万円、不用額は2億8,164万5,901
円で、執行率は69.3%、繰越額を含めた執行率
は95.3%でございます。

同じページの（目）水産業総務費につきまし
ては、不用額が248万9,847円であります。

主なものは共済費であります。

130ページを御覧ください。

（目）水産業振興費につきましては、不用額
が117万2,550円、執行率は70.2%、翌年度繰越
額を含めますと99.9%であります。

不用額の主なものは、下から5段目の役務費
でございますが、これは水産施設維持管理に係
る費用が執行見込額を下回ったことなどによる
ものでございます。

131ページを御覧ください。

3段目の（目）漁業調整費につきましては、
不用額が151万446円であります。

不用額の主なものは、4段目の報酬でござい
ますが、これは海区漁業調整委員会や内水面漁
場管理委員会の人件費が見込みを下回ったこと
などによるものでございます。

132ページを御覧ください。

（目）漁業取締費の不用額が325万6,336円で
あります。

不用額の主なものは、3段目の需用費でございますが、これは、漁業取締船の法定検査における執行残などであります。

下から4段目、（目）漁港管理費につきましては、不用額が105万9,816円、執行率は82.4%、翌年度繰越額を含めますと99.6%であります。

133ページを御覧ください。

不用額の主なものは、4段目の委託料でございますが、これは漁港におけるプレジャーボート管理委託費用が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、下から4段目、（目）漁港建設費ですが、不用額が1億318万4,000円、執行率は72.2%、翌年度繰越額を含めますと94.9%であります。

134ページを御覧ください。

不用額の主なものは、下から4段目の工事請負費でございますが、これは「水産基盤（漁港）整備」において、事業費が確定したことに伴う執行残であります。

135ページを御覧ください。

3段目、（目）海岸保全費につきましては、不用額が1,897万8,000円、執行率は58.9%、翌年度繰越額を含めますと96.2%であります。

不用額の主なものは、下から3段目の委託料でございますが、これは令和6年台風第10号により、海岸保全区域等に漂着した流木等の処理費用が見込みを下回ったことによるものであります。

136ページを御覧ください。

3段目、（目）漁港災害復旧費につきましては、不用額が1億3,688万3,906円、執行率は22.5%、翌年度繰越額を含めますと62.9%であります。

これは、漁港施設の被災に対する復旧予算と

して計上しておりますが、災害復旧費が見込みを下回ったことによるものであります。

下から3段目、（目）水産災害復旧費につきましては、不用額が1,311万1,000円、執行率は0%であります。

これは、水産施設の災害に対する復旧予算として計上しておりますが、水産施設において災害が生じなかったため、不用額となっております。

続きまして、主要施策の成果につきまして、主な取組を御説明いたします。

137ページを御覧ください。

「資源管理イオベーション」では、本県の沿岸資源の持続的利用を推進するため、沿岸漁業で利用されるアマダイなど10種類について資源評価を行いました。

また、持続可能な資源の造成を目的としまして、ヒラメ稚魚の放流を行っております。

あわせて、漁業者が行う藻場や干潟等の漁場保全活動の支援にも取り組んだところであります。

138ページを御覧ください。

3段目の新規事業「漁港・漁場グリーン化」では、ブルーカーボン創出などを目的に、北浦漁港及び島野浦漁港の2漁港におきまして、藻場礁ブロックによる藻場造成を実施したところであります。

139ページを御覧ください。

「水産基盤（漁場）整備」では、本県沖合漁場の生産力を維持するため、耐用年数を迎えた表層型浮魚礁につきまして、更新を進めているところでございます。

140ページを御覧ください。

「水産基盤（漁場）整備」につきましては、「水産流通基盤整備」において、水産物の安定

供給や流通機能の強化を図るため、北浦漁港の防波堤及び岸壁工事を実施したところあります。

また、「水産物供給基盤機能保全」において、老朽化により更新が必要となった漁港施設の長寿命化などを図るため、川南漁港ほか5漁港で老朽化対策工事等を実施したところあります。

さらに、「漁港施設機能強化」におきまして、大堂津漁港ほか2漁港の地震・津波対策工事を実施したところであります。

漁港施設の整備につきましては、引き続き、地震・津波対策として、防波堤や岸壁等の施設の強化に取り組んでまいります。

以上が、主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項について、御説明いたします。

143ページをお開きください。

指摘項目は契約事項であり、中部港湾事務所において、漂着物撤去業務委託について、契約保証金を納入させていなかったものがあったとの指摘がございました。

これは、事務処理に当たっての確認不足によるものでありますので、今後は、組織で適切な事業執行の管理を行い、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○川添主査 執行部の説明が終了いたしました。

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

○山下委員 まず、畑かん関係について、畑かん水や散水後の土壌成分分析と記載されているけれども、散水後に土壌の状況はどう変わるのでしょうか。

○山内農村整備課長 資料78ページ、「畑かん営農ポテンシャル向上」に、2地区というところで、都城盆地、西諸と記載していますけれど

も、この地域は代表的な霧島裂縫水が出たときに成分として、シリカ、ケイ素を多く含みます。ケイ素は植物の生育に対して、葉っぱを強くしたり、病気に強くなったりとか成分がございます。それが豊富に都城盆地地区と西諸地区の水には含まれているのではないかということで、水質分析したところシリカとかが特に多くて、植物にとっては非常に有意義ということでした。

畑作支場のほうで、実際、土壤に水をかけ続けて、どういった土壤成分が残って、植物や作物の影響がどうなのか実証をしておりまして、データを集めているところです。

○山下委員 畜産施設が上流域はないので、水質がいいというのは分かるんですけども、地下水ではなくて、ダムの水になることから水質がいいのでしょうか。

○井上農村計画課長 ダムの水も河川から流れきており、河川は地表や、大雨のときとか、地下浸透した水が出てくるというところです。地下浸透した水はミネラルを多く含むということで伺っております。

○山下委員 霧島山系の水ですから、その効果は分かりました。畑かん水したことを実証できれば、PRになると思いました。例えば、畑かん水を利用した野菜について、栄養価があることが評価できるなど示すことはいかがでしょうか。

○井上農村計画課長 雨が降ることや、露地作物に対して水をまき続けたりすることはあまりないのかもしれませんけれども、施設園芸とかで、畑かん水だけをまくとかに関しては、どういった効果が出るのか、データを多く蓄積する必要があります。対象が作物になることから、栽培者でも変わりますので、いろんなデータを数年かけて集めながら評価はしていきたいなと

思っています。もしこれがうまくいけば、PRの一つの材料になると思っています。

○山下委員 令和6年度から実証を開始しているのでしょうか。

○井上農村計画課長 令和6年度から3年間の事業でございます。

○山下委員 資料88ページ、「地籍調査」について、不用額が多いので説明してください。

○山内農村整備課長 「地籍調査」につきましては、成果にも表示してございますけれども、令和6年度につきましては、31平方キロメートルの調査ができたところです。こちらにつきまして年1%ほどの進捗状況になっているという状況ですけれども、着実な推進を図りながら、地域の土地情報をしっかりと有効活用できるような体制に持っていこうということで、調査を進めているところでございます。

○山下委員 これは農地、山林も含まれているのでしょうか。

○山内農村整備課長 農地、宅地、林地など、全てを含めての調査となっております。

○山下委員 宮崎市ほか11市町村と記載されているけれども、26市町村で11市町村はまだ済んでいないという意味合いでしょうか。

○山内農村整備課長 現在、実施しているところは、全体で16市町村になります。11市町村につきましては、調査が終わっているところです。

○山下委員 調査市町村、宮崎市ほか6市町村はどこになるのでしょうか。

○山内農村整備課長 令和6年度に実施した地区につきましては、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市の9市と高鍋町、綾町、国富町、椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町と併せて南那珂森林組合で、独自に串間市内、日南市内の林地について調査

していますので、17関係団体でやっているというところでございます。

○山下委員 全部終わるのに、あと何年かかりますか。

○山内農村整備課長 現在、74%ほどの進捗ということで、今までの実績で見ますと、年1%ほどの進捗というところでございますので、約30年と見込まれております。

○山下委員 資料90ページ、「多面的機能支払交付金」は、水田だけが対象になるのでしょうか。

○山内農村整備課長 水田に限らず、畠の部分も含めて支援するということになっています。県内の取組としましては、水田のウエイトが大きくありますけれども、ただ畠も推進を図っています。母体となる組織が改良区等や水利組合といった、水田を管理する組織が多くございますので、管理する施設もそういった施設に関わるところが多いというところで、水田に取り組むエリア、率が高いという状況にございます。

○山下委員 畠の比率はどれぐらいあるのかと地域を教えてください。

○山内農村整備課長 申し訳ありません。後ほど説明させてください。

○井本委員 何年か前に、魚種の捕獲に関する制度が創設されたけれども、その辺はどうですか。

○安田漁業管理課長 委員がおっしゃられているのは、TAC制度——漁獲可能量で漁獲物を管理していく制度のお話だと思います。

浮魚類——イワシ、アジ、サバ、クロマグロでTAC管理が行われまして、国から県知事管理権という形で、漁獲可能量が割り当てられて管理しながらやっております。

割り当てに達しない魚種もいるんですけど

も、例えば、クロマグロは、もともとの枠が小さいこともありますし、本県の知事管理枠につきましては、あっという間に消化してしまう状況にございます。

そのほか、今年度でいきますと、マイワシが例年より少し捕れておりまして、現在、管理枠を増枠していただいて、その枠をまた75%ほど消化しておりますので、ある程度を消化してしまうと思っております。

○井本委員 問題は何もないですか。

○安田漁業管理課長 先ほど申し上げましたクロマグロにつきましては、どうしても枠が小さいので、早い者勝ちというところが出てきます。

本県のマグロはえ縄漁船は、通年、いろんなところで操業するので、それぞれの方が、様々な主張をしております。そのあたりは漁業者間で、いろいろと調整を行っています。

○山下委員 漁協関係について、数年前から、ウニの餌が足らないということで、藻場の状況が非常に悪くなりました。そこで有機肥料を活用するのを聞いたことがあるけれども、その効果は出ているのでしょうか。

○安田漁業管理課長 「海藻等養殖施肥マニュアル作成」において、海藻、海面で行う海藻養殖、カキ養殖に関して、施肥の効果を実証することで、マニュアル化する取組をやっております。

それで、本県の海域は、窒素が少し足りない時期が多いことを、この事業の中で捉えておりますので、足りない部分を農業用の肥料ですか、使えるもので少し補っていこうという形で、マニュアルを作成しました。昨年度末にこのマニュアルができておりますので、天然の海域、藻場礁を入れているところもありますので、マニュアルを活用して、効果が出ないか試してい

きたいと考えております。

○山下委員 数年前に、県内調査に行ったときに、ウニの中身がほとんどなく採算に合わない状況でした。そこで窒素分を含んだものを海につるして、藻場の増殖を図るという説明を受けました。それから効果があったのかどうかを教えてください。

○安田漁業管理課長 現在進めている取組が、藻場の再生になることから、ウニを駆除して、海藻を食べられないようする取組を主体にしております。

藻場が再生して、海藻を食べられても減らない状態ができましたら、ウニの餌にもなりますので、身入りもよくなると思っています。

○山下委員 当時の説明では、ウニの生産をしっかりとやつていくために、藻場をまず造成する。ウニの駆除は、そのときには話も出ていないような記憶です。

○安田漁業管理課長 ウニの密度管理をすると、海藻が生えてくることになりますので、まずは藻場の再生からになります。

カキの養殖に関しては、カキ自体が植物プランクトンとかを食べるものになりますので、海域に施肥をしたりすることや、植物プランクトンを増やしてカキを太らせるというような考え方もできるかと思っていますけれども、今、ウニの採捕自体が減ってきているところですので、まずは藻場の再生になろうかと考えております。

○山下委員 藻場は再生されているのでしょうか。

○安田漁業管理課長 藻場に関しては、例えば、日向市平岩地区で藻場の保全活動をしておりますけれども、こちらでは一時期、漁港内に僅かしか残っていない藻場が、活動によってかなり

漁港から外や周りに増えてきている実績は出ておりります。

それ以外のところで、着実な藻場の復活は、現在のところはなかなかないんですけれども、日向市平岩地区に関しては、成功事例として注目を集めているところです。

○二見委員 ウニは、温暖化によって大繁殖したのではないのでしょうか。全国的なことかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○安田漁業管理課長 実際、増え過ぎているというところもあるかと思います。特にウニは、いろんなものを食べるので、一度なくなってしまった藻場の再生に関して、そのままウニを放置しておきますと、芽も全て食べてしまいます。そのため藻場が再生しないので、先ほど申し上げた取組をやっているところです。

○二見委員 ほかの地域では、増え過ぎたウニを陸上養殖して、例えば、ウニにキャベツを食べさせたり、水産庁とか研究していて、効果が出ているという話もあります。そのあたりのデータ、飼育の仕方とかを県内の漁業関係者に共有しているのでしょうか。

○安田漁業管理課長 過去、ウニを陸上養殖する取組は、県内でも行われたことはあるんですけども、なかなかうまくいかないというところがございます。

○二見委員 産業で始めようというところからスタートする前に、まず、試験研究の段階もあります。また、学校教育の中で地域の課題を解決しようという取組が県教育委員会の中で始まっているわけです。様々な地域課題を、地域の人たちと話をしながら、こういう課題があるなら、自分たちだったらどのように解決できるかとか取組をしてみようかとかあります。

熊本県立芦北高校の林業科は、アカモクとい

う海藻の養殖について、林業の技術を使うことができるということを取り組んできました。子供たちは3年間で学校は卒業するけれども、学校の中での研究課題として、何十年も継続しています。

これにより、そこの海域のアカモクの藻場がかなり広がって、魚の隠れ家になったり、生態系が戻るので、漁業関係者の人たちにも喜ばれるというサイクルができているわけです。

一つの学校教育の取組として、山と海の部分を、それぞれ自分たちができることを持ち寄ってやった効果だと思いました。

先ほど、海藻、藻場を造成するマニュアルの中で、例えば、この日向灘海域の中で、どの海藻がこの海域では適しているのかとか、全部調査されて、取り組んでいるのでしょうか。藻場ができることによって、どういった魚種が集まってくるとか、そういう総合的な計画を持ちながら、藻場造成に取り組んでいるのでしょうか。

○安田漁業管理課長 県内の藻場の状況も把握した上で、活動は行われているところです。例えば、日向市平岩地区に関しましては、クロメという多年草の大型の海藻が生えますけれども、日本生息域の南限が宮崎県にあるというところもございますので、厳しいこともあります。

そのほかホンダワラ類という種類の藻場もございますので、こういったものが生えるところに関しては、そういうものを対象に藻場造成を行う取組をやっております。

○二見委員 資料142ページに、藻場造成について、去年の実績が約1,400平方メートルと記載されており、日向市平岩地区が入っているのかなと思います。1年間、約1,400平方メートルの藻場造成だと厳しいのかなと思いますけれども、毎年これぐらいの面積でやっていく計画でしょ

うか。

○安田漁業管理課長 こちらの実績につきましては、藻場ブロックを漁港内に設置した事例でございまして、北浦漁港と島野浦漁港で実施しております。

北浦漁港につきましては、周辺にまだクロメの藻場等もございますので、これから藻場礁に生えてくると考えております。

島野浦漁港は、今のところ小型海藻もつかない状況はございますけれども、例えば、ホンダワラ類とかの母藻なりを、藻場礁のそばに置いて、そこから種を出させたりして造成していく取組を今後もしていく考えでおります。

○二見委員 每年どれくらいの面積をやっていこうとしているのか、どういった種をやっていこうとしているのか。それによって、どのような魚のすみかとして想定しているのでしょうか。

クロメは、日本生息域の南限と言われていたけれども、地球温暖化によって、海水温が上がっているので、適地ではなくなってくると思うんです。そのような将来を見通した中での、藻類の選別とかしっかりやっているのでしょうか。

延岡市、日向市の事例や取組が多いけれども、県南の状況は、どうなっているのでしょうか。

○安田漁業管理課長 藻場に関しましては、藻場ビジョン等も県で作成しております、県南でもホンダワラ類とかの藻場に関しまして取組をやっているところです。

藻場礁の面積で算出しておりまして、この事業では、北浦と島野浦の漁港に設置したところですけれども、今年度は県央と県南に、一漁港ずつで同規模の藻場礁の造成を考えているところです。

○二見委員 その後は、どのように想定されていますでしょうか。例えば、どういう漁業に関

するプラス面が出てくるのかとか、ウニが捕れるようになるのかとか、逆にこういった魚種の魚が戻ってくるようになるかとか、そのあたりの説明をしてください。

○安田漁業管理課長 例えば、日向市平岩地区ですと、年間20ヘクタールぐらいずつ、クロメの藻場ですけれども、広がりがあるというところで、こういったところではウニの身入りはよくなってきていて、イセエビ等のすみかにもなります。藻場は、魚の産卵場とか、小さい魚の成長の場にもなりますので、後々の漁業生産にプラスになると考えております。

○二見委員 数年前、都農町の道の駅で、ウニ丼を頼んだら、日向市のウニを使用されていました。産地が移動していると思いました。海水温の変化とか、環境によって変わっていくんだけども、漁業としてやっていく人たちは、生計を成り立たせていくわけなので、長期的な計画を立てていく必要があると思います。県と漁業者と、しっかりと同じ方向でやっていかないと、長期的な視点を持ちながらやっているかどうかというところを、我々に教えてほしいです。ほかの県央、県南でも、これからやっていくのであれば、どういった産業を今育成しようとしているのかとか、成果報告の先を示してほしいなと思います。

○山内農村整備課長 先ほど、山下委員より、「多面的機能支払交付金」における畠地面積について質問いただいた件ですけれども、まず県内につきましては、主要施策にありましたように、2万7,501ヘクタールの取組面積がございます。これは県内の農振農用地面積に対して、47%ほどのシェアとなっておりまして、その中で畠につきましては7,741ヘクタールほどの取組ということで、28%ほどの取組となります。

主要な取組地域につきましては、宮崎市のはうで1,576ヘクタールと、市内の取組面積シェアとしましては31%ほどになります。また、小林市のほうで1,424ヘクタールという取組がございます。また、都城市におきましては608ヘクタールの取組状況になってございます。

○下沖副主査 資料90ページ、「多面的機能支払交付金」ですけれども、午前中の審議で、中山間地域に関して事務の簡素化を含めた取組をしていました。「多面的機能支払交付金」においても、事務が煩雑であることで高齢の方には難しい状況が出てきているんですけども、そういう事務の簡略化、システムをつくるとか考えはないのでしょうか。

○山内農村整備課長 「多面的機能支払交付金」につきましても、午前中の審査で説明のございました、システムの中で、同様に取り組むということで考えているところでございます。

また、広域化ということで、組織の事務的な負担軽減の中で、体制が整っている組織が、対応できない組織に対して広域的に連携をしながら、事務の支援を行っていくといった体制も取組の中で進めているところでございます。

○下沖副主査 今後、広域化が必要になってくるんですけども、どのぐらい進んでいるのでしょうか。

○山内農村整備課長 県内で広域化組織については、30組織取組がございます。面積的な割合としては47%ほどと、半分近くを広域化の組織が占めている状況でございます。

○下沖副主査 これからもさらに推進していくだきたいと思います。

資料96ページ、「小水力発電等農村地域導入支援」の委託業務の内容を教えてください。

○山内農村整備課長 こちらにつきましては可

能性調査ということで、手の挙がっているところについて、実際に小水力発電が効果として上がるかを検証するために調査をしたものです。具体的に固定の地区ではなく、過年度から調査していたところの再調査という形になってございます。

○下沖副主査 県職員が調査しているのでしょうか。どこか小水力発電専門に委託しているのでしょうか。

○山内農村整備課長 県職員はやっていませんので、土地改良事業団体連合会に委託しまして、過去のデータと照らし合わせながら、その効果について検証しているところでございます。

また、県内で取り組んでおります企業局とも連携しながら、データの集積、解析等を進めているところでございます。

○下沖副主査 そのデータや調査内容というのは、民間の発電事業者に提供できるのでしょうか。

○山内農村整備課長 実際、そのデータの提供ではないんですけども、県内や民間の調査をしたいというところも、相談を受けていますので、そういったところに対しましては、既存のデータでお示しできるところはお示ししながら、アドバイスなど含めて対応しています。

○下沖副主査 私の地元で、鹿児島県の民間発電事業者が、そういう土地改良区の水を使わせてほしいという話がありました。その方たちは自分たちで調べていたので、そういう調査内容とかがあれば、ぜひ提供していただきたいなと思いました。

○山内農村整備課長 委員から今お話をありました鹿児島県の業者は、本県にも相談が来ておりまして、アドバイスも含め、支援できるものにつきまして、県単事業等もありますので、そ

ういったところが可能かどうかというところも含めて、今対応しているところでございます。

○下沖副主査 資料108ページ、「地域と産み出す次世代型農業参入連携構築」について、実際、どのぐらい参入があったのか教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長 県外等での企業参入フェア等、5回参加いたしまして、その際、ここに記載のとおりの12企業等の相談対応を行ったんですけども、本県におきましては、*令和3年度以降、新たな企業による農業参入までは至っておりません。

今、相談を受けている件数につきましては、6社ほどございます。具体的な市町村、地域、遊休化施設等の提案をしまして、参入の実現に向けた支援を継続しているところです。

○下沖副主査 業種、業態的なものが分かれば教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長 工業系、食品系、流通業者、電力、青果市場とか、様々な企業が相談をしてきているところでございます。

○下沖副主査 資料107ページ、「「みやざきで就農！」サポート」について、新規就農者数が321名ですけれども、畜産か園芸なのか割合はいかがでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 まず、施設野菜が最も多い104名です。それから、露地野菜が68名、肉用牛が49名、あと果樹が20名です。畜産に関しましては、養豚が14名、養鶏が12名などでございます。

○下沖副主査 資料114ページ、備品購入費、支出がされてなくて、そのまま繰越しになっているんですけど、当初のときには何か備品を購入する予定があったのかどうか教えてください。

○西田水産政策課長 昨年の秋口に発生しました赤潮に対応するために、赤潮モニタリング体

制を強化するということで2月補正を提出させていただきました。その予算の中で、例えば、H A I センサー——高感度の赤潮を検知するセンサーや、ドローンを使って、海面の色を調査するといった備品を手当でしたというものでございます。

○下沖副主査 執行できなかった理由を教えてください。

○西田水産政策課長 繰り越して執行させていただいたというものです。

○下沖副主査 繰越し理由は何でしょうか。

○西田水産政策課長 秋口に発生して、年明けの補正でしたので、備品購入とかの段取りが年度中に間に合わことが難しいということで、繰越しをさせていただきました。また、多くが国の補正予算になります。

○下沖副主査 資料139ページ、「漁業取締監督」は県職員が行うのでしょうか。

○安田漁業管理課長 県職員が取締りを行っています。

○下沖副主査 先ほどの藻場について、ボランティアでウニの駆除をしているダイバーの人たちがいて、宮崎県にも来ていました。ウニは漁業権があると思うんですけども、駆除の場合は問題ないのでしょうか。

○安田漁業管理課長 漁業者であれば、特に問題ありません。それ以外の方々が行われる場合だと、特別採捕許可を取って採捕するという例はあるかと思います。

○下沖副主査 採捕ではなく駆除です。

○安田漁業管理課長 漁業者以外の方は、駆除についても採捕と捉えられるので、特別採捕許可など必要になります。

○下沖副主査 これは漁業者と一緒にボランテ

※65ページに訂正発言あり

ィアで活動するということに関しては問題ないのでしょうか。

○安田漁業管理課長 漁業者以外の方が加わられるときは、特別採捕許可を取ると思います。

○下沖副主査 駆除ボランティアとかしている人たちは、もしかしたら問題があるのかもしれないということでしょうか。

○安田漁業管理課長 本県の沿岸でそういった形で加わられている方は、漁業者と一緒に特別採捕許可のほうを取られて取り組まれていると思いますので、問題ないかと思います。

○二見委員 先ほどの藻場のガイドラインを見たところ、10年前のものが出てきました。その中身を見ていたら、日向市平岩地区のクロメ回復のことでした。先ほどの答弁は、去年の話ではないのでしょうか。

○安田漁業管理課長 日向市平岩地区の取組については、かなり古くから、現在もずっと継続して行われています。特に近年は外部の方が、この取組に参加されたり、さらに盛り上がっていいるところです。

○二見委員 10年経過して、現在ではどれくらい変化、成長したのでしょうか。1ヘクタールぐらいでも増えているとか、ウニの捕れる量はこれぐらい増えているとかです。

10年たった今は、どのようなレベルまで成長していくのかとか、今回の決算の中で見ていかなければならぬと思います。

○安田漁業管理課長 藻場造成につきましては、ウニの生育だけでなく、そのほか魚の生育場とかに注目してやっているというところです。

日向市平岩地区に関しては、この1年で8.6ヘクタール増えたというのはございますけれども、毎年モニタリングをしておりまして、増加している面積は把握しているところでございます。

○二見委員 例えば、10年前と今は8ヘクタール増えたということですか。

○安田漁業管理課長 10年前が0.4ヘクタールぐらいまで減っていたのが、今8.6ヘクタールまで増えたということです。

○二見委員 面積の部分だけお答えいただいたけれども、ウニがどれくらい捕れるようになったとか、漁業者はどれくらい収入が増えたとか、そのあたりはいかがでしょうか。

○安田漁業管理課長 申し訳ありません。ウニの漁獲量のほうは把握しておりません。

○二見委員 一つの産業として、将来の見通しは大事なところになります。見通しがどうなのかというようなところは、携わっている人たち、これから携わる人たちにとっては大事なポイントだと思います。漁業関係の将来的な見通しと展望は、どのように考えているのでしょうか。

○西府水産局長 今、実際藻場の回復の活動をやって、最終的にどれだけウニが増えていくのかを狙っているんです。沿岸漁業でウニとかアワビとかを捕って生計を成り立たせられた方が結構いらっしゃったけれども、今はいらっしゃなくなつた。

高齢化もあるんですけども、一番大きいのは、漁場となる海藻の藻場がウニ、アワビとかを育てたわけです。そういうウニ、アワビを育てるための海藻がなくなってしまったことに、沿岸漁業の採貝する人たちの仕事の場がなくなったということが大きいので、まずは海藻を元に戻そうという活動から始めているということです。

今、海藻を増やすのは非常に難しくて、地球温暖化の中で、最初、西日本がまず藻場が減ったと言われていたんです。温暖化の影響で、これが東日本まで全国的に藻場が減ってきていま

した。最初はウニの駆除をとにかくやれば何とか増えるだろうということで、日向市平岩地区のようにウニ駆除で成功して、藻場が増えました。

それでも増えてこないところがあります。一斉にウニ駆除をやっていますが、なかなか増えないところがあり、その理由は魚です。魚が海藻を食べているので、いたちごっこですけれども、魚を駆除する方法を今探しているということで、全国的な課題となっています。

ウニ、魚を駆除できて、海藻が増えれば、そして爆発的に海藻を増やせて、そこでウニをもう一回再生産して、そこでウニを捕った人たちの生計をまた立てられるようにやっています。

順番的には、ウニを増やすのではなくて、ウニは外敵なのでできるだけ減らして、藻場を増やすことを優先にする。

ウニがもったいないということで、例えば、大分県とかは、そのウニを陸上に上げて、陸上で身入りをよくするような仕組みをやっているんですけども、大きな資本でやっています。県内でも漁業者がやっている事例はあるんですけども、採算に合わなくて、できていないというところです。

宮崎県としては、まずは藻場を増やすために、ウニを潰すということに専念する。あとは海藻を食べる魚を海藻に近づけないようにする。そちらのほうで今研究を進めているということです。

○二見委員 ウニの現状というのは、海藻の天敵としてのウニもあれば、商品になっているウニという部分があります。駆除をしながらも、商品となるウニもあるのであれば、どれくらい駆除して、どれくらいを商品とするのか、その量とか把握しておくべきと思います。

この温暖化の流れで藻場が適さない環境になってきていると言われていますけれども、今までクロメにしていたのを、別の海藻に変えていく。南のほうで育っていた海藻が、今度は宮崎県で適地になってくると思いました。

海藻の種類を研究していく必要があると思いました。この宮崎県の新しい海岸、海域に合った海藻というのは、何なのかということです。宮崎県だけで調べるだけではなくて、水産庁やほかの都道府県でも研究しているところもあるでしょうから、横の連携を取り、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

○山下委員 豊かな海は豊かな山がつくるというのが自然の摂理です。以前、この問題で議論したときに、川上から流れてくる川の水の有機物が少ないとということを言われた気がするんですけど、因果関係について研究されてないんですか。

○安田漁業管理課長 直接的に河川からという因果関係は分からんんですけども、海域で季節的に窒素、リンとかが、少し不足している状況は確認しております。

○山下委員 ぜひ調査してください。例えば、大淀川では、川の水を浄化していかないといけないということで、上流域にある都城市は、合併浄化槽の設置、下水道整備をしたりしたので、かなり水質がよくなりました。

自然に戻さないといけないという役割の中で、豊かな森が豊かな海をつくります。県北は、特にいい川が流れているわけですから、そこら辺を調査すべきと思うんですけども、そういう因果関係というのはないのでしょうか。今まで課題にもなっていないのでしょうか。

○安田漁業管理課長 申し訳ございません。そういういた河川からの有機物の流入量とかについ

て、現時点において我々も調査に至っておりません。

○山下委員 河川から流れてくる有機物が少ないという説明を受けたような気がするから、そのデータも整理しているのかなと思って聞いたところですけれども、いかがでしょうか。

○西府水産局長 山下委員がおっしゃられる河川だけではないですけれども、瀬戸内海の事例で、非常に川がきれいになって有機物である栄養塩が海に流れ込まなくなることで、魚が少なくなった。もう少し水を汚くして、栄養塩を流してくださいというような地域の動きはあります。県内で実際に川の水がどれぐらい栄養塩を含んでいるのかとか減ったのかとか、そういう事例はありません。

ただ過去に先ほどの肥料の試験、事業を組ませていただきましたけれども、その前に職員で、県北と県南と県央と、栄養塩の年間の量を見たときに、減っている時期があるんです。そういうところを減っている時期に、この栄養塩を添加することによって、藻場とか、あるいはカキとかの成長を促すんじゃないかということで、今回は試験を組ませていただいたということです。

それと、栄養塩が直接藻場の衰退に影響があるとか、そういうことはよく分かりませんけれども、温暖化で海水の温度が上がってしまって、特に冬場に温度が下がらない。魚やウニというのは、水温が低くなると、食べる量が減るというか、食べる行動が鈍くなるんですけれども、冬場に温度が高いので摂餌行動が落ちない。それで冬場にウニとか魚が食べてしまう。ちょうど海藻が成長する時期に、一生懸命食べてしまうので、結局海藻が増える機会がないということで、大きく減少したんだろうと捉えておりま

す。

○山下委員 分かりました。

「農業農村整備」について、繰越し、事故繰越が多いですけれども、平均の入札状況、落札率がどれくらいか教えてください。

○井上農村計画課長 入札が153件であり、落札率は95.2%になります。

○山下委員 不調、不落はいかがでしょうか。

○井上農村計画課長 不調、不落につきましては、令和6年度は29件ございました。そして、その29件のうち、令和7年度に繰り越してしまったのが7件ございます。現段階で7件のうち4件は契約まで至りました。

○山下委員 金額はいかがでしょうか。

○井上農村計画課長 今、手元には予定価格の区分でしか分からないんですけども、3件ございまして、1件目は8,000万円以上、2件目と3件目が2,000万円から3,000万円という価格帯になっております。

○山下委員 執行できなかった案件はないんでしょうか。

○井上農村計画課長 令和6年度に入札をかけて不調になった案件が令和7年度まで繰り越して、また令和7年度に入札をかけたんですけど、また不調・不落が続いているのが3件というところです。

○山下委員 原因は何でしょうか。

○井上農村計画課長 この3件とも西臼杵支庁管内の工事でございまして、条件の悪い山裾を対象とした山腹水路になります。前回説明したところですけれども、事故繰越の山腹水路とかは、順次、解消しています。

県全体ですけれど、各地域の建設業協会とも意見交換しながら、例えば、工事に従事する技術者は必ず従事してもらう必要があるんだけ

れども、技術者の空き状況だったり、手持ち工事の状況だったりとかを見ながら、適正に業者が応札できるような時期を見定めたりとか、例えば、掛け持つの工事があり、そこが終わってスムーズに工事が取れるように余裕工期を設けるとか工夫をしながら解消しているところです。

○山下委員 土木系と比較すると単価が厳しいという話を聞きます。単価について説明はないけれども、そういう議論はないのでしょうか。

○井上農村計画課長 山間部につきましては、標準歩掛かりと条件が合わなかつたりしますので、設計段階のときから、三者検討会において、施工業者の協会、県、コンサルと3者で現地図面を見ながら、例えば、仮設道路の入れ方とか、今の図面では費用がかかり過ぎとか、もう少し工夫して安くしたりとか、見積単価を採用したりしております。建設業協会と意見交換の中で、そういった単価を見直してくれという要望は聞いておりません。

○前屋敷委員 資料91ページの「農業水利施設電気料金高騰対策支援」について、令和6年度決算額現年がゼロです。繰越額の関係で、この事業は賄えたということでしょうか。また、施設、電気料金高騰への補助ですけれども、6団体がどういう団体か教えてください。

○山内農村整備課長 「農業水利施設電気料金高騰対策支援」について、まず6団体につきましては、令和5年度から令和6年度に繰り越したものということで、この内容につきましては、ポンプ等の改修にかかるものになります。

地域におきましては、都城市の高木原土地改良区等をはじめ、宮崎市ほか、杉安土地改良区と、また高千穂町の堺野用水組合、佐土原町の江原土地改良区、都城市的石山土地改良区、また沖水川筋土地改良区といった6団体がポンプ

の改修等について繰越しをしたところです。

2,970万円の当年度決算分ゼロ円につきましては、御指摘のとおり、令和7年度に繰り越しをして、当年度電気料金高騰に係る補助と併せて、昨年度と同様のポンプ等の高効率なポンプ、電気消費量の少ないポンプ等への更新に取り組んでいく計画になります。

○前屋敷委員 ポンプの改修で6団体の土地改良区に対して支援をしたということですけれども、土地改良区は県内には6団体しかないんですか。

○山内農村整備課長 県内には116の土地改良区がございます。その中で、今回の支援で、そういう施設、ポンプ場、用水等に係る施設を持っている改良区の中で、更新につきましては、高効率の機械に更新できる施設であったり、電気料金につきましては、電気料金の高騰に係る料金の上がった分につきまして支援をしました。電気料金につきましては、昨年度の実績でいいままで18団体、こちらに水利組合等も入ってございますけれども、令和5年度の中で18団体に支援していったというところです。

本年度、2,790万円の中でも、昨年度分の電気料金の高騰分にかかるものですけれども、同様の土地改良区等がまた申込みがあるものと考えております。

○前屋敷委員 この申請方法は、土地改良区から手が挙がったところを査定するのですか。

○山内農村整備課長 こちらにつきましては、令和5年度から土地改良区、水利組合といった9団体の手が挙がりました。上限200万円の定額補助をしております。

○前屋敷委員 ゼひ予算は有効に活用していただくようにお願いしたいと思います。

資料99ページ、「団体営ため池等整備」につ

いて、翌年度への繰越額が大きくて、その理由は関係機関との調整等に日時を要したためと記載されています。具体的にどういうところとの調整ができなくて日時を要していくのか。工事期間の問題であるのか。そのあたりを説明してください。

○山内農村整備課長 ため池等に限らずではあるんですけども、工事をする上で営農者、水を利用される農家の方がいます。その方々の作付に影響のない範囲で進めようということで、出水しない時期、9月、10月以降から工事を始めるといったところもございますので、どうしても工期の確保といったところでは、年度内の完了が難しいので繰越しをしていくところです。

また、前段の着手前の状況としまして、用地買収等もございますので、そこでの調整が遅れたり、時間がかかることがあります。

○前屋敷委員 出水しない時期に工事をするという点では、限界があります。工事ができる範疇というか、その時期に効率的にやる必要があるということで、工期も十分取れないことは分かりました。

しかし、予算を決めた以上は、しっかりと活用ができるような形で、よろしくお願ひしたいと思います。

資料126ページ、「水産試験場施設整備」について、今、どういう状況か教えてください。

○西田水産政策課長 令和6年度は、延岡市熊野江町の増養殖支場の基本設計、実施設計を行っているところです。

令和7年度につきましては、水産加工部門の食品開発センターと併設予定の水産加工施設の基本設計、それから増養殖支場に係る高度飼育棟等の設備等の実施設計、それから各種解体工事等に入っていくという予定にしております。

○前屋敷委員 宮崎市青島の白浜に水産試験場があるけれども、全面的にこちらに移るということでしょうか。

○西田水産政策課長 分散して移る予定にしておりまして、増養殖、種苗生産等、放流用種苗とか養殖用の種苗生産にかかる部分は、延岡市熊野江町に現在ある元栽培漁業センターの施設に併設して統合します。それから資源部ですか経営流通部、本場の部分は、日南市にあります高等水産研修所の敷地内に新たな建物を整備して移転する。

水産加工部門につきましては、宮崎市内に現状あります食品開発センターに水産加工部門のオープンラボを移設して整備する。今の宮崎市青島の本場を3か所に分散して、移転整備するという計画になっております。

○堀ノ内担い手農地対策課長 担い手農地対策課ですが、農業参入の説明をさせていただいた際に、「令和3年以降、新たに設立された企業からの農業参入法人はない」と説明させていただいたんですけども、令和6年度以降に県が関与して新たに設立された法人はないということで、令和5年度までは設立法人はございましたので、訂正させていただきます。

○川添主査 ほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川添主査 それではないようですので、以上をもって、農村計画課、農村整備課、担い手農地対策課、水産政策課、漁業管理課の審査を終了いたします。

引き続き総括質疑に入りますが、準備のため、暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後3時0分再開

○川添主査 分科会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

農政水産部の令和6年度決算全般につきまして、質疑はございませんか。

○山下委員 令和6年度に地域計画づくりをしていただきました。国へ4月に報告されたと思うんですけども、それをつくられて見えてきたものについてです。26市町村から上がってきた地域計画の中で、何が課題なのか分かったことを教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長 791地区から共通して上げられている課題としましては、農地の集積・集約が進んでいないというところが大きいです。それから、課題対策として基盤整備を望んでいるとか、鳥獣被害対策、担い手が地元にいないので地域外から呼び込みたいとかになります。

○山下委員 都城市は32地区と思うんですけども、非常に厳しい調査結果が上がってきたのが、荒廃農地が、かなり増えてくるということです。畜産地帯でしたから、和牛の生産農家が辞めていく中での飼料基盤への影響が出てくるんです。

荒れない農地を守っていく、農村社会をしっかりとサポートしていくためには、農業法人との課題解決が重要です。

基盤整備率は、宮崎県は全国では真ん中以降だったと思うんです。そのこともひっくるめて、農業法人数が増えてくる中で、農業法人と県との関わりです。そういうものの位置づけというのは、どういう状況でしょうか。今回の地域計画の中で、見えてきたものがあるのではないかでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 農業法人が農業

経営体数に占める割合は、前回の第八次長期計画策定の際の数字でございますけれども、約3%の状況です。経営耕地の活用率でございますと約14%、農業産出額に占める割合でいきますと約43%ということでございますけれども、それは5年前になります。人口減少後、農業法人が占める割合というのは、格段に増加をしていると考えております。その傾向は、ますます強まるものと考えています。

このため、農業法人のさらなる規模拡大、それから経営安定を図るために、農地の集約化、区画拡大、スマート農業技術の導入等を進めますとともに、農業法人がさらに経営発展していくための研修とか、財務・労務管理等にかかる専門家派遣とか、経営支援を引き続き充実強化してまいりたいと考えているところでございます。

○山下委員 農家は、食用米を安く作ることが現状でしたけれども、安いお米を作ることに農家がどんどん疲弊していきました。

県として、飼料米とか加工米とかに補助を行うことや、国からの助成金を活用することで、米の生産を継続してきましたけれども、中山間地域を中心に、荒廃農地——基盤整備がされていないところが増えてきました。

地域計画づくりで、現状を把握できましたので、農地の集積と、10アール当たりの生産費の削減を図っていかないと、人の雇用も抱えられないわけです。

法人経営体が増えてきたということは、雇用が発生します。最低労働賃金もどんどん上がっているので、農業法人経営体の経営というのが非常に厳しいんです。本県の生産状況から見ると、農地の集約もされていない課題を早く解決をしていかないといけない。県として、農業法

人が900できている中で、経営指導とか経営把握、どのような対策を講じてやっていけばいいのか考えていく必要があると思います。

農業法人経営体がしっかりと経営継続していくくれないと、もう二度と農地を立て直すことはできないと思うんです。もし、その人たちが、倒産をしたり、経営に行き詰まつたら、本当に大変な状況になると思うんです。

そのことを踏まえた地域計画づくりから、具体的にどう進めていきたいのか。そのあたりを含めて何か整理されていたら教えてください。

○柳田農政水産部次長（技術担当） 現在、まさに第八次長期計画の後期計画を策定する中で、いろんな方々に意見を伺っております。先日も農業法人の方々と意見交換する機会がありました。この直近5年間でも、農業を取り巻く情勢が非常に大きく変化しております。農業法人の課題も様々ございました。

畜産、水稻の大規模経営体、露地野菜、そういった方々がおられましたけれども、例えば、雇用が多い方については、社員教育を共同でやっていただくとレベルアップするというような御意見もありましたし、農地の集積・集約をしないと、水田を請け負っているんだけれども、とてもこれ以上の規模拡大はできない。区画拡大、集約とか新たなものを、委員御指摘のとおり、地域計画の議論の中でやっていく必要があります。水利の施設、水路とか、そういった管理も地域全体で考えるような新たな仕組みをつくっていかないと厳しいということで、様々な御意見がございました。

そういう課題に対応するために、我々が議論しているんですけれども、県としてできることと、あと県の枠を超えて、専門家集団でチームで対応していくようなことがあろうかと思いま

ます。

例えば、普及センターでは、中小企業診断士までいかないんですけども、農業経営アドバイザーという資格がございます。県内で十数名、普及員が取っているんですけども、経営のある程度専門的なプロを育成して、最初の相談に応じるといった普及部門の強化と、それ以上の部分は、税理士、社労士とかを含めたチームで農業法人に対する支援を行っていく。そういう新たな仕組みを今後議論していきたいと考えております。地域の担い手である農業法人の支援体制を強化していきたいと考えております。

○山下委員 私は農業法人を立ち上げて自殺した人を見てきました。理由としては、毎月の給与の支払、光熱費などを生み出せず、資金繰りに困ったためです。農業から出る収益は、本当に微々たるものでありますし、天候にも影響されます。

例えば、豚とかは、昔は3年周期でピークがあって、どん底があって、また価格が上がってくるという状況があったんですけども、今はそういうことはないです。野菜だってそうなんです。また、過去、野菜は毎年10種類ぐらい植えておけば、何かが当たります。それで農業の経営体は成り立っていたんですけども、これは家族経営体だから乗り切れたんです。

私は、法人経営体になってくると、農協とも縁が切れますから、相談に乗ってくれる人たちがいないと思うんです。都城市では、その人たちが横の連携が取れているかというと、全く取れていないのが現状です。

私は、自殺をするような人、犠牲を出さないような仕組みとして、経営指導体制、相談の窓口が必要だろうと思うんです。今まででは普及センターの皆さん方が指導、相談にも乗ってくれ

たけれども、2～3年で異動になります。

私は、県の農業技術職の人たちが、大体60歳で定年になると、もったいない人材だろうと思うんです。そういう人たちが何らかの形で、経営アドバイザーみたいな資格を取っていただいて、その人たちが各地域に常駐して、農業法人の皆さん方の支えになってほしい。経営をしっかりと見て、相談できる体制づくりをしていただきたい。

これを組織化していただくと、法人経営体の皆さん方も、すぐ相談ができます。基盤整備も必要ですけれども、私はソフト面の確立を皆さん方に考えてほしいなと思います。そういう体制づくりを検討されていたら教えてください。

○柳田農政水産部次長（技術担当） 私が普及員の頃、先輩からよく言われたのは、技術指導の前にコミュニケーションを取って、人間関係をつくっていくことが、とても重要であると言われました。委員がおっしゃるとおり、4年置きに人事異動で変わっていきますが、そこを仕組みでカバーできるという部分もございますけれども、現在、農業法人は、県でいくと普及センター、外郭団体、側面的な支援でいくと農業振興公社、農業会議で支援しておりますので、委員がおっしゃられたような新たな仕組みについて、外郭の団体を含めて議論をしていきたいと考えております。

○山下委員 部長、肝腎なところです。長期計画の見直しで、来年度から新たな後期計画の5年間がスタートします。今からは家族経営体は家族経営体でしっかりと1年でも長く農業経営が続けられるような仕組みが必要だと思うんです。

今は、法人経営体が100ヘクタール、多いところは200ヘクタールぐらい耕作する時代です。そ

ういう人たちが安定的に、経営規模拡大に入れるようにしていく。人材が足りないのであれば、スマート農業化ができる仕組みを専門的な知識のある人たちの相談窓口を設置するなどしないと、前に進まないと思うんです。

そのあたりの組織化というのはどうしても大事だろうと思います。部長は、農政水産部に来てから、まだ半年ぐらいですけれども、どのような方向性を感じているのか教えてください。

○児玉農政水産部長 委員御指摘のとおりでございまして、本日の審議でもございましたけれども、長期計画は、5年前とは大きく取り巻く環境が変わっておりまして、例えば、融資の問題、畜産の生産基盤が縮小、物価高騰も伴っているかと思います。

先ほど御指摘のありました地域計画ということで、今後の担い手について、まだまだ白地といいますか、10年先に誰が担い手になるかも決まっていないところを、どうやって解決していくかというところです。

農地の集約、大区画化、スマート農業ということで、人口減少の中でも生産性を上げていく仕組みは、非常に重要なと思っております。

特に後期計画においては、大きく3つの視点で組み立てようとしておりまして、担い手の確保育成、生産性をいかに向上させるか、そして持続性のある農業をどう進めるかといったことですけれども、その中においては特に農業法人ということで、人口減少化においては、これからますますその役割は非常に重要になってくるかなと思っております。

審議の中でも、農業普及技術課の中で農業経営コンサル活動の説明をさせていただきました。この事業なり、あとは普及センターの部分では十分ではない部分がございまして、先ほどO B

というような話もございましたけれども、そういったO Bを含めて、全員体制で何かいい知恵がないかなということで、仕組みについては、今ままでは壁にぶち当たるかなと思っておりますので、後期計画のスタートの時期でもありますので、農業法人についての育成等について、しっかりと支援できるような体制を考えていきたいと思っております。

○山下委員 第7次長期計画から本県はすばらしい農業生産基盤をつくっていただいたと思います。ブランドづくり、フードビジネス、しっかりと海外戦略を含めて、1次産業はしっかりとやってきました。時代の流れの中で、農業を囲む環境が、どんどん厳しくなっています。

今年失敗したら、来年は立ち直ることはもうできません。農業法人の中でも償還の繰延べをするなど聞いたことがあります、もう待ったなしです。

早急にO Bの皆さん方を組織化して、例えば、希望者はまとめて、農業振興公社に籍を置いて支援体制を広げる。令和の米騒動によって、気づかされる状況に来たのかなと思います。

宮崎県の基幹産業は農業でありますから、農業の地盤をあなた方が中心になって構想をしっかりと描いて、農業法人の育成強化、対策を講じていただくとありがいのですけれども、いかがでしょうか。

○児玉農政水産部長 山下委員のほうからもありましたとおり、このタイミングが農業構造転換ということで、国全体でも米政策をはじめ、新たな体制で農業をどうやっていくかという見直しの時期です。本県においては、後期計画のスタート時期ということでございますので、そういう人口減少下で、いかに生産性を上げていくかということで、農業法人の位置づけといふ

のをしっかりと見て、どういった仕組み、どういった知恵が出せるかというのは、部内でまた検討して臨んでいきたいと思っております。

○井本委員 私は、久しぶりに環境農林水産常任委員会に来たんだけれども、農業関係は10課、水産関係は2課であり、何でこんな差があるのかなと不思議に思いました。政策は大ざっぱに考えると、自由主義的政策か社会主義的政策のどちらかです。

農業関係の課が多いというのは、社会主義的政策に適しているからだと私は思います。つまり弱い産業を助けていく必要があるということです。これに対して、水産関係は2課というのは、自由主義的政策にマッチしているのかなと思います。

農業は、みんなで助けていく必要がある産業になります。日本の小さな面積で農業を担うことと、アメリカの広大な面積で農業を担うことを比較すると、かなわないと私は思いました。アメリカは、1人で100ヘクタール、200ヘクタールを経営しています。本来、農業は日本には適さないんだけれども、安全保障という課題があります。

ヨーロッパについても、食料を補助することで、一生懸命守っています。日本も同様ではないでしょうか。社会主義的政策として、ぜひとも皆さんができる助け合って、守っていく必要がある産業だと私は思いますけれども、部長、いかがでしょうか。

○児玉農政水産部長 御指摘ありがとうございます。おっしゃられるとおり第1次産業ということで、農業を守るという言い方がいいのか分かりませんけれども、やはり支えていかないと、自由競争社会といいますか、どうしても補助事業なんかも多いところです。単純に競争するば

かりでは、産業としてもたないところもあると
思います。

一方で、国のはうでも食料安全保障ということで、食料を守るということは、国民にとっても非常に重要な位置づけがあるということで取り組んでおります。国、県、市町村、関係団体、国民一丸となってという気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○前屋敷委員 昨年からの米不足によって、農業がいかに大事かということを、国民全体が理解したと思います。

農業は自然相手の作業ですから、温暖化が進み、気候変動の中で、どのように食料を守っていくかです。食料そのものを守るということは、人間が生きていく上で欠かすことができないわけですから、本当に頑張っていく必要がある部局だと思います。

この高齢化により、いろんな条件もある中で、農業が続けられない、耕作放棄地も増える。そういう中では土地の集約も必要ですし、法人化も必要だと思います。

しかし、法人化して規模拡大していくば、一定の機械化が進むという点では、費用負担も増えてくる状況になります。

私が考えるには、そういう大規模農業をしていく中では、作る品目というのは、限られてくると思うんです。

しかし、農業で作る様々な種類の作物を豊かに作って、いろんな種類の野菜も含めて食べられる状況をつくるためには、日本に一番適した家族農業をどう法人化、集約化と併せて支えていくかというところも、計画に位置づけていく必要があるかなと思います。

家族農業を持続化させていくためには、新規

就農者、子供たちが引き継いでいくとか、もっと強めていく必要があると思います。特に国土が狭く、中山間地も抱える日本では、家族農業なしには農業は支えられないと思います。

そういう意味では、国の責任も大きくて、家族農業、しっかり農業をつないでいくためには、所得補償、価格保証も国の責任でやっていくのが必要かなと思います。

県の計画にしても、そういう集団的な農業法人の在り方も検討する。個人農業も、しっかり家族農業を支えていく。そういう両面で宮崎県の農業や日本の農業をつくっていく。

そして、今日本は食糧自給率が38%であり、先進国の中では本当に最低クラスの状況で、果たして国としての成り立ちができるんだろうかと心配するような状況です。食はしっかり守っていくという立場で農業に携わる皆さん方の御努力をぜひお願ひしたいと思います。

○山下委員 お願いですけれども、皆さん方は、現職時代に経営指導士の資格を取ってくれるとありがたいです。今、農業法人経営体の中でも、税理士に頼んだりしていると思うんですけども、そこは申告するだけです。

皆さん方もある程度の経営感覚というのを養っておかないと、指導できないと思うんです。

できれば現職時代に講座なり、経営分析ができるような勉強を、農政水産部で計画して取り組んでいただきたいので要望します。

○川添主査 令和6年度決算にかかる質疑をお願いします。

○前屋敷委員 令和6年度農家戸数について、米農家、施設野菜の農家、果樹、畜産、酪農といった一覧表を前年度と比較するような形であるといただきたいです。

できれば直近の数も分かるといいんですけど

ども、難しいのでしたら令和6年度で結構ですのでお願ひしたいと思います。

○川添主査 前屋敷委員より資料要求がありましたが、全員に配付でいいですか。

[「要りません」と呼ぶ者あり]

○川添主査 前屋敷委員だけへの資料配付でよろしいでしょうか。

○前屋敷委員 お願いします。

○川添主査 資料は、いつ頃準備ができますでしょうか。

○梶原農政企画課長 農業センサスの数字がございますので、その数字をお示しすることができるかと思います。ただ、直近の数字につきましては、数字の取りまとめを行っているところでございますので、その速報値が11月には示される予定でございます。直近の数字については、その数字をお示しすることになるかと考えております。

○前屋敷委員 直近は11月に見せていただければ結構ですので、よろしくお願ひします。

○下沖副主査 宮崎県は、増産、増頭を含めた事業展開を特に見てきているのかなと思うんですけども、今後、人口が減っていくので、出荷する単価を上げていくとか、農家の働き方を含めた事業展開を考えしていく必要があると思います。

これまでの事業が悪いわけではないんですけども、牛に関して戸数が減ったことによって、子牛の値段が上がったりしているので、将来を見据えた農業の在り方を考えいく必要があるのかなと思います。

国の補助金とかでも増産、増益、増頭というのが全部前提になっていたりするので、働き方や自分たちのつくっているものの価値を上げていくなど、今後、施策の中で取り入れていただき

きたいし、将来を見据えた農政を検討できないものなのか教えてください。

○梶原農政企画課長 今、後期計画の策定を進めているところでありますて、そういう大きなビジョンについても、この計画の中で議論していくことになろうかと思います。

魅力あるみやざき農業の実現ということを掲げておりますけれども、下沖副主査がおっしゃるような視点も含めて、どうすれば農業が魅力ある産業として選ばれる職業として、若い世代に伝わっていくかというところも議論を深めていきたいと思います。

○下沖副主査 これから量から質になっていくなど、概念が少しずつ変わっていくのかなと思いますので、また長期計画の中で反映していただきたいと思います。

○川添主査 ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川添主査 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時38分再開

○川添主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず、採決の日時につきましては、10月1日午後1時からといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川添主査 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

令和7年9月30日(火)

○川添主査 それでは、以上で本日の分科会を
終了いたします。

お疲れさまでした。

午後3時39分散会

令和7年10月1日(水曜日)

午後0時58分再開

出席委員(6人)

主 委 員 委 員 委 員	查 員 員 員	川 添 下 山 二 井 前	博 史 三 見 康 敷 恵 美
---------------	---------	---------------	-----------------

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任	黒木 照一朗
議事課主任主事	前鶴 彩友

○川添主査 分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決の前に、議案につきまして、賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後0時58分休憩

午後0時59分再開

○川添主査 分科会を再開いたします。

それでは、議案第25号についてお諮りいたします。

原案どおり認定することに御意義ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○川添主査 異議がありましたので、挙手により採決を行います。

議案第25号の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○川添主査 挙手多数。

よって、議案第25号については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続いて、主査報告骨子(案)についてであります。主査報告の項目内容について、御意見等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後1時1分再開

○川添主査 それでは、分科会を再開いたします。

主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川添主査 それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川添主査 なければ以上で分科会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時1分閉会

署 名

環境農林水産分科会主査 川添 博

